

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会）

平成20年12月12日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成20年12月12日 金曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後7時21分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 参考人からの説明聴取について（陳情第136号について）
- 2 平成20年第2回議会乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 3 平成20年第2回議会乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例
- 4 乙第2号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
- 6 乙第13号議案 指定管理者の指定について（平和の礎）
- 7 乙第14号議案 指定管理者の指定について（沖縄県男女共同参画センター）
- 8 陳情第35号、第40号、第50号、第57号、第59号、第63号、第64号、第66号、第67号、第72号、第82号、第90号、第93号、第100号、第105号、第107号、第110号、第112号、第117号、第124号、第125号、第136号、第137号、第141号、第142号、第149号、第161号、第162号、第175号の2、第187号、第189号、第192号、第199号及び第201号の2

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 さん
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 さん
委員	渡嘉敷	喜代子 さん
委員	上 原	章 君
委員	比 嘉	京 子 さん
委員	奥 平	一 夫 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人) (陳情第136号について)

浦添の美しい景観と安心・安全な生活 環境を守る市民・県民の会発起人	山 里 毅 彦 君
文 化 環 境 部 長	知 念 建 次 君
環 境 企 画 統 括 監	友 利 弘 一 君
平和・男女共同参画課長	瑞慶村 むつみ さん
県 民 生 活 課 長	譜久山 典 子 さん
環 境 政 策 課 長	下 地 寛 君
環 境 整 備 課 副 参 事	森 田 俊 彦 君
教 育 長	仲 村 守 和 君
教 育 管 理 統 括 監	岩 井 健 一 君
総 務 課 長	島 袋 道 男 君
財 務 課 長	平 敷 昭 人 君

施 設 課 長	前 原 昌 直 君
県 立 学 校 教 育 課 長	喜 納 眞 正 君
義 務 教 育 課 長	山 中 久 司 君
保 健 体 育 課 長	諸 見 里 明 君
生 涯 学 習 振 興 課 長	玉 栄 直 生 君
文 化 課 長	千 木 良 芳 範 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

平成20年第2回議会乙第3号議案、同乙第4号議案、乙第2号議案、乙第6号議案、乙第13号議案、乙第14号議案の6件、陳情35件及び参考人からの説明聴取についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として文化環境部長及び教育長の出席を求めています。

また、参考人として、浦添の美しい景観と安心・安全な生活環境を守る市民・県民の会発起人山里毅彦氏の出席をお願いしております。

まず初めに、参考人からの説明聴取についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、昨日の委員会での決定事項に基づき、今後の委員会審査の参考にするため、浦添の美しい景観と安心・安全な生活環境を守る市民・県民の会発起人山里毅彦氏を参考人として招致し、説明を聴取することになっております。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席した後、参考人から補助者の申し出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人の山里毅彦さん及び補助者の宮良英世さん、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、招致の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、山里毅彦参考人から、浦添の美しい景観と安心・安全で安らぎのある生活環境を求める陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

山里毅彦参考人。

○山里毅彦参考人 県民の陳情に関して、意見を述べる機会をいただきまして、関係者の皆様に感謝申し上げます。

早速ですが、現場の写真を拡大してまいりました。これが今の現状です。これについて御説明したいと思います。

実は、これは国道330号です。浦添市牧港3丁目という地番になるのですが、浦添市に伊祖トンネルがあります。トンネルをすぐ抜けると、真っすぐ行くと宜野湾市へ向かい、高速道路の西原インターがあります。下のほうに行く道は沖縄コンベンションセンター、宜野湾市の県道58号におりていくところです。これはグリーンのかな大きなマンションがありまして、そこから撮った写真で、すぐ目の前にあります。通常は、車で見ても脇に道路の塀がありますから、このためによく詳細が見えないようになっています。ところがジョギングや歩く方はよくわかります。一体、何が起きているのだろうと。2年半前までは、ほぼこの部分は緑でした。一たんもともとあった大平砂販売という業者があつて、橋の下で砂の販売を行っているんです。ところが2年半前の夏でした。看板は出ていないのですが、当初この大平砂販売というところでやっているのかと、入り口にはそれしかなかったものですから。ここが実は瓦れきを持ってきて、重機で破砕するという作業をやり始めました。当初はこの程度です。でも、我

々もこの程度でしたらよくあるのかなと、工事でも始まるのかということだったんです。ところが2年前の暮れに、夜中3時もしくは4時ごろまでやっているんですね。それを見て110番しました。幾ら何でも公共事業にしてもやり過ぎではないかということで、そうするとやめました。浦添警察署員が来て、指導したのでしょうか。その指導した方に後日会ったのですが、やはり公共事業ではないと。あれよ、あれよという間に規模をどんどん拡大していったんです。どのぐらいあるか測ったことがないのでわかりませんが、150メートル、下手すると200メートル以上あるかもしれません。この状況が余りにもひどいものですから、お手元に資料としてお届けしているように、実は陳情しました。前島県議会議員にお願いしたのです。これはちょっとおかしいじゃないですかということでやりました。すぐに前島県議会議員は手を打っていただいて、動いてくれました。しかし、担当の県文化環境部環境整備課に持っていったら、誠実な対応をしてくれませんでした。たらい回しみたいなものです。幾ら何でもということで、前島県議会議員のほうにもう一回働きかけて。そうすると前島県議会議員は動いて、中央保健所や中部土木事務所、担当の県環境整備課に動いたんです。それで状況が変わるかと思いました。ところが、一たん上のほうでやっていたところが、実は大平砂販売ではなく、調べたら有限会社盛重機土木という別会社だったんです。上の業者と下の業者が別だったということです。実は、有限会社盛重機土木がこういうことをやり始めて。非常にもうかるんです。どういうことかということ、旧ダイナハのビルの解体請けを実例として、そうすると解体事業というのはそれだけでお金がもうかるんです。ところが破碎してきたものをトラックに積んで、これは物すごく頻繁です。トラックでここに運んできて、どんどん置いていく。それを重機で破碎する。何ができるかということ、鉄筋があって、それをとるんです。実は、中国で非常に需要があるものですから、高値で売れるんです。これをとって、販売する。それと合わせて、破碎した物を再生して、砂として売るという非常においしい仕事です。ですから、やめられないです。この状況があるものですから、下の大平砂販売は何を始めたかということ、産業処理場を始めたんです。これは連鎖です。ここも緑だった。これは中部土木事務所のものですが、橋梁はここまであって埋まっていたんです。ところがこれを重機ではがして、道をつくったんです。それで何をやったかということ、写真に入りきれないですが、産業廃棄物処理場がここにあるんです。ということは、ここをきちんとやっておけば、下まで連鎖しなかったという状況です。これは大体の状況の説明です。実際に具体的なものを映像で見たほうが、私の主観的な話よりも皆さんへ説得力があると思いますので見てください。

大事なところですが、日付ですが2008年4月12日です。これは夕方5時です。非常に汚いです。音も物すごくひどいです。実は、この会議室の状況でモニターから音がでないようになっておりますが、今パソコンのデータから音を拾っている状況でちょっと静かですが、実態は物すごくひどいです。

これは4月13日日曜日です。このようにトラックが運んできます。

これは4月15日の朝7時20分です。こうして破砕して砂にして、販売しているんです。浦添市というのは、この右手のほうに浦添ようどれがあります。中も景観審議会が土地を指定をして、保全しようと浦添市は徹底しております。道一つ向こう側が大公園です。その1歩隔てるとこういう状況です。全くもって美しい景観なんて言えるかということです。

ここが産業廃棄物処理場で、ちょうど右側になっております。ここでは赤土も販売しております。最後のほうに大雨が降って、そこから赤土が流出して、河川へ流れ込んでいる危険性が見えます。事前にこういうことをやるという説明は一切地域住民、周辺住民になかったです。ひどいときは、重機が10台ぐらいあります。ということは、大型の解体物件が入ってくるとひどくなります。ぜひ公共事業などがあつたら、入札に参加させないようにしてほしいのです。実は、グリーンの水タンクは当局の指導を受けて、水タンクから水をまいているということです。ところが実際は水をまいていないことも多いです。

このときは水をまいていません。煙のように粉じんが飛んでいます。特に建築基準法の甘い時代にできた建物等が解体されているものですから、建築資材の中にどういうものが含まれているか非常に懸念されます。陳情書にも書いてありますが、健康被害が派生する可能性があります。それともう一点。とにかく汚いのもそうですが、大型の車両が生活道路に入ってきます。幹線道路のバイパス、それと国道58号から上がって、明治乳業を越えて上がってくる部分、左に入ってくるのですが、ここには沖縄コココーラボトリング株式会社の道があります。ここは車道がせいぜい8メートルぐらいしかないです。そこに大型トラックがひっきりなしに入ってきます。反対側は株式会社バークレー・リアルティー沖縄リミテッドがあり、大体6分ぐらいかかる道から入ってきます。非常に地の利がいいです。ここは牧港小学校校区と当山小学校校区が入っているので、子供たちは必ず歩道を歩く。そうすると、これは実は交通事故など大きな事故につながる可能性があります。

このすぐ上は安川団地です。安川団地のある方は、振動がするそうです。水タンクは水がなく休業中です、配水車は。これは産業廃棄物の処理の状況です。ここを掘って、橋梁の柱が露骨に見えるようになっております。1業者が公共物の基準を侵しているのかと。

これは5月27日です。水をまいていますが、私が映像を撮っているからです。この水を採水しているのが、実は当山地区に川があります。このわき水から勝手にふたを取って、そこから取水して、それをまいていると。この川は結構深いらしく、この自治会長の神山さんから聞いたのですが、実は大変困っている。どういうことかということ、大きな重いふたを外して、そのままふたをしないで放置していたということで、再三苦勞したそうです。その上で、その事業主の奥さんに電話したそうです。もともと当山地区の出身らしくて、そうしたら取水がとまったそうです。

6月22日という日曜日です。

これは粉じんが舞っています。安川団地の方々は、粉じんが窓が開けられないと。主婦の方々から苦情がありました。あと車のフロントにたまって大変だという話もあります。映像は以上です。

補足の説明をしますが、資料を1枚にまとめてきました。2008年9月18日に県議会に提出した浦添の美しい景観と安心、安全でやすらぎのある生活環境を求める陳情に対する文化環境部の処理方針について多くの疑問があります。この処理方針を読ませていただきました。非常に矛盾があると思います。建築廃棄物処理業者への対応について改善が図られていると処理方針にありますが、執行部はその根拠を示していただきたいと思います。問題の現場の客観的な証拠となる最近の状況を収録した映像を先ほど皆さんに見ていただきました。あれが事実だと思います。この映像を見てのとおりですが、休日は迷惑になる作業をしていないどころか、堂々と作業しております。処理方針には休日はやっていないと書いてあります。全くのでたらめだと思います。2番目の状況が改善されているどころか、騒音もひどい、景観もより悪化しています。3番目の環境が保全されるどころか、作業場の規模も拡大して、実はがけも削っているんです。がけ崩れ等の大きな災害につながる可能性もあるのではないかと懸念しております。この写真を見てもらうとわかるのですが、これは安川団地のがけで、切り立っています。ところが、この業者がこの部分を削っているんです。どんどん削って行って、規模を拡大しているんです。ということは、私は地すべりを起こす可能性があるのではないかと考えております。4番目に粉じん対策として散水しているとの話だが、記録映像のとおり散水をしておりません、時々しております。5番目に休日でも大型トラックが解体物や産業廃棄物を運び、騒音を起こしている。これはどういうことかということ、トラックは運んできたなら、荷台を上げ、落とすんです。落とした後荷台を戻します。上げたときにふさいでいる鉄板が開き、流れているうちは開いていて、終わったとたんにガンっという音、それが繰り返されます。しかも休日や祝日に関係なく、日常的に大型

トラックだけでなく、小型トラック、ミニバンなどほかの車両も解体物を運んできて騒音を起こしているのが実情です。6番目に映像に記録しているとおり、赤土も流出しており、隣接する牧港川など近海への影響も懸念されます。映像に収録しているつもりでしたがありませんでしたので、また後日お届けしたいと思います。どういう状況かということ、赤土のところは雨が降ると流れるんです。ここは牧港川です。私は牧港川をきれいにする会の会員で、その牧港川というのは、沖縄で1番汚い川と言われていています。それを改善したいということで川掃除をしています。川掃除をしてもこういう赤土が流れてきて、流出している可能性があるものですから、私は許されないと。いかなる根拠を持って、執行部は改善が図られていると報告しているのか。

去る4月17日に近隣の安川団地自治会で臨時総会が開催され、関係機関の中央保健所の担当者、浦添市の環境保全課の担当者も同席しました。私はオブザーバーで参加させてもらいました。自社で請け負っていない産業廃棄物を持ち込み作業を行うことは法律違反であると県の環境保全課の担当から聞かされ、中央保健所の担当者に当該事業者から解体を請け負ったとの自己申告書類が記載されている解体现場の確認や申請している車両以外からの持ち込みがないか、追跡調査を行っているかと聞いてみたわけですが、一切そのような確認、調査を行っていないという回答がありました。笑ってしまうのは、公務員は残業や休日出勤はしないということまで言って失笑を買ったのですが、それなのに改善されているということなぜ報告できるのでしょうか。非常におかしいと思います。この問題が起こってから2年にもなります。陳情書に記載したとおりに取り返しのつかない大きな事故が起こる前に、1日も早く執行部が誠意を持ち、問題解決に取り組んで諸問題を解決することを切に願います。ぜひ県民の安心、安全で安らぎのある生活環境を守っていただきたい。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 映像を見ていますと、朝7時過ぎからの映像があって、騒音や粉じんも確実に舞っている感じがしますね。これからミーニシが吹きますから、北風がかなり気がかりです。昨年冬はどういう感じでしたでしょうか。

○山里毅彦参考人 全くそのとおりです。懸念されているとおりです。実は、季節によって風の舞い方が違います。そうすると私の家の窓は8階で、もともと高台にあり非常に高いところにあります。その窓がやはり汚くなります。通常、高い所があればあるほど、窓はそんなに汚れないんです。私はそこに住んで7年以上になります。それまでは1年に1回、2回掃除すれば大丈夫でした。ところが季節によって一、二週間で汚くなる。それでこれは何だろうということ、よく考えたらやはりこの影響です。それともう一つは季節ですが、夏は窓を開けないといけない。ところが開けられないと言っておりました。やはり洗濯物が干せないということです。

○奥平一夫委員 それと騒音もかなり出ているような感じですね。私は処分場をよく視察に行くのですが、やはりコンクリートなどを割ってしまうとかなりの騒音なんですね。こういうのが市街地にあるというのは、信じられないという思いで見えていたのですが、この騒音の度合いはどれくらいなのか。団地が後ろのほうにあるのですが、その苦情等はどうか。

○山里毅彦参考人 騒音というのは主観的なものだと思います。主観的なものでありますが、私にはかしましいと思います。その2年間のビデオを編集したものを2本お持ちしました。ここで騒音のひどさ、実はこの業者は朝6時台からやっていた時期があるんです。これを証拠品として提出したいと思います。これをお聞きになっていただいたほうが、客観的な証拠ですから、そのほうが主観的な話でお答えするよりもよろしいかと思います。

○奥平一夫委員 そういう粉じんの影響、騒音の影響は、日常的に絶え間なくやっているというのは、生活で相当耐えられないと思います。そこで自治会の皆さんやマンションの皆さんというのは、直接工事現場の皆さんと話し合いをされているのですか。

○山里毅彦参考人 皆さんのお手元に参考資料があります。6ページ、7ページ、8ページに2008年10月31日となっておりますが、2007年10月31日の間違いです。6ページの前島明男県議会議員殿とある下のほうになります。実は、合同調査をしました。地域の住民と私も行って話をしました、現地指導ということで。その上で彼らからの回答があったのが8ページになります。この文書というのは、中央保健所のほうから預かったものです。これは前島明男県議会議

員からいただきました。メモ書きがありますが、説明を聞きながらメモしたものです。それは無視してください。当初、このビデオを見せたんです、当局が。責任者は比嘉というのですが、その人物が二度とこういうことはしないと話をしているんです。それが4ページです。中央保健所で指導したんです。平成19年6月7日に苦情を前島明男県議会議員と一緒にきました。その上で中央保健所が代表者を呼んでビデオを見せたところ、平成19年6月19日に保健所で指導をしたと。項目の5番に、有限会社盛重機土木の代表者に苦情者が撮影したビデオを確認させ、以下のことについて指導したと。監視、指導票を交付した。資材置き場と産業廃棄物運搬車両の駐車位置を区別して、事業場の適正な使用を行い、乱雑なことはしないと。事業場に置かれた廃棄物を適正に処理する。沖縄県公害防止条例に係る事業者の責務を遵守して、平日の作業についてはおおむね午前8時から午後6時までとして、このときの保健所長は祝日も含むとおっしゃっていましたが、休日の作業を中止すること。上記1、2、3についての改善状況を平成19年7月20日までに保健所長に報告すること。6番目にあるように、保健所の指導に対する有限会社盛重機土木の見解、代表者は保健所の指導に対して、当該地における瓦れき類の破碎行為を中止するとともに、事業場内の廃棄物を片づけること及び適正な作業時間にすることを約束したといっています。ところが、実際に1カ月ぐらひは静かでしたが、その後よりまたひどくなった。それではちが明かないということで、現場指導しようということで、前島県議会議員、私を含めて地域住民、それと中央保健所、浦添市環境整備課の担当、中部土木事務所長と一緒にきました。そうしたら8ページが出てきました。平成19年10月31日に現地で指導したら、その後中央保健所のほうにこういう話がきたそうです。法律に違反してないから、より規模を拡大して事業を進めると言っているんです。当初は反省してやらないと言ったはずです。ところが法律に照らして、しかも前任の中央保健所の担当が法律上問題ないと言ってくれたということで、弱みを握られたという状況です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 私は浦添市の選出で、6月から県議会議員になっておりますが、現場をよく知っているんですね。ただ、2年以上前から皆さんがこういう状況にあるというのは、浦添市議会のほうでも全く知らなかったんです。やはり住んでいる皆さんの部分で相当大変な被害を受けているけれども、市民の中にも知られていないというのは、私自身も感じまして反省しておりますが、二、

三お尋ねをします。県の対応は報告を受け、指導するというということで、その後はそのままの状況で、今の事業を継続するという形で、ことしのやりとりでは悪くなったのではないかと、営業活動は今の状況でも構わないということに後退したように聞かれるんです。1つは、事業所の面積が3倍に拡大されてきたという面積の問題ですが、事業許可との関係でどうなっているかというやりとりはしましたか。その産業廃棄物処理業者が許可を得るときに、どれだけの面積でやりますとか、重機はどれだけで、年間の処理事業などをきちんと出して事業をするはずなんです、3倍に広がってきたと。これがちゃんと手続を踏んで事業の見直しなど、県に対する申請手続を踏んでやられたのかということの確認はしていますか。

○山里毅彦参考人 確認していません。ただ、実は申請時は資材置き場となっているそうです。ところが見てのとおり作業場になっています、現場です。

○西銘純恵委員 資材置き場というのが、結局は処理事業に変わっているということが、条例上も、法的にも認められるのかどうかについては、担当の文化環境部とのやりとりということになっていきますので、わかりました。最初は、資材置き場ですね。もう一つは、安川団地の斜面の緑の部分が削られているという問題ですが、これも土地用途、その事業面積、そしてこの山の部分が所有者も含めて、そういう状況について把握していますか。

○山里毅彦参考人 市街化調整区域と聞いております。この市街化調整区域というものは、非常に区別があいまいらしいです。ですから私有地であれば、いかなる事業として使うことも可能だそうです。ところが道の半分が緑化調整区域になっておりまして、これがちゃんとそうならいけば、そういうことは実はできなかった。その網から外れていました。

○西銘純恵委員 高架橋下に搬送の道路ができたという部分は、その会社の所有地ですか。

○山里毅彦参考人 所有地と聞いておりますし、一部は借地と聞いております。

○西銘純恵委員 そこら辺については、調査を必要とすると思います。あと騒音、粉じん、振動について、県が苦情を聞いて、夏や冬、この間調査をしていますか。騒音、粉じん、振動で皆さんが被害であると思われることを県は

調査していますか。

○山里毅彦参考人 私は、聞いておりません。ただ、参考資料の最後に添付しておりますがーこれは私のほうから依頼したのですが、粉じんを成分分析してほしいということで、平成20年1月9日に現場でのアスベスト等の濃度の測定をしたという報告を受けています。ところが、建築廃棄物というのは別々ですから、たまたまなければ、後はいいという話で、危険じゃないという。ですから、今の西銘委員の話のように、ある意味で季節、日にちを多くして本来はやるべきだと思います。これをやっている形跡、報告は聞いていません。

○西銘純恵委員 住民からこれだけ大きな被害を言われて、行政としては騒音にしても、粉じんにしても、振動問題にしても、人体に与える影響等も含めて、やはり調査をすべきというところが、皆さんとの話し合いがことしもなされていますから、調査したけれどもどうなのかということが示されていないこと自体、調査されていないだろうと推測されるんです。そういう意味では、やはり行政がきちんと対応してきたのかということが懸念を持ちます。あと一つは、牧港川を蘇生させる会を頑張っていて、市民ぐるみでやっていますよね。赤土についても、県は赤土防止条例というのがあるのですが、これとの関連で話し合いの中で調査したけれども、何でもなかったとかという結果報告などはありましたか。

○山里毅彦参考人 それはないです。

○西銘純恵委員 もう一点は、先ほどその工事がぼっと集中したり、時間が早朝からやられていたりという映像もを見せていただいたのですが、公共工事を請けて大きなものをやるときには、集中していることも見受けられるといわれたのですが、この業者が公共工事をどれだけとってきたかということも、県のほうに資料を求めたことがありますか。

○山里毅彦参考人 このことに関しては、悪質な業者が公共事業を請けることに対してやめてほしいと申し上げたつもりです。ですから、公共事業を請けて、ここに破砕する物を持ってきていることはないです。

○西銘純恵委員 指摘の趣旨はわかります。県として、そういう調査をやらなければどれだけの被害を受けているかわからないまま県がやりながら、だけれ

ども住民の皆さんには、これでよしとするということが、公共工事を県がやることに對して、本当は行政としては、それについても調べて、やはりその問題が解決しなければ、仕事を請け負わせることについて自肅するという立場をとるべきだと思うんです。そこについてもやられていないということを、これから執行部にも厳しく問いたい。あとは、委員としても現場を視察して、大変な状況を執行部とやりとりしたほうがいいかなと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの報告の中で県中部土木事務所長が同行して、話をしたと言いますが、その所長からどのようなやりとりがありましたか。

○山里毅彦参考人 県中部土木事務所の福地所長が同行しました。現場に行った際に問題だという認識でした。上から国道330号が走っていますので、その下を使うことは本来違法だという話でした。今の話はすごくいい質疑だと思います。なぜかという、極端な話をすると、その下は公共の土地であるはずで。ということは、ここを封鎖してしまえば、ここに入って来れないです。がけの上から来ることは、地形上できないです。ある意味で封印することはできるのではないかと。逆に、県中部土木事務所長はここをとめたらどうかという話をしていました。

○渡嘉敷喜代子委員 この写真を見たときに、その高架橋の下に道路ができたこと自体おかしいという思いがしたんです。そこは使えないはずなのに、どうして、どこがそれを許可したのか、そのあたりが問題だと思うんです。そのあたりはわかりませんか。

○山里毅彦参考人 私は、わかりません。ただ、同感です。許可したのが問題だと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 やはりこれは文化環境部だけの問題だけではなく、土木建築部もかかわってくると思うんです。だれがそこを許可したのか、県中部土木事務所の福地所長はそういうことを指摘していながら、このことについてはどう対応してきたのか、そのあたりも問題だと思うんです。今、騒音など環境の問題が出てきているけれども、そもそもの入り口で、そこを許可したこと自

体が問題ではないかということで、これは土木建築部にもかけ合って、そのあたりを処理していかなければいけないことだと思います。今までこの高架橋の下は使ってはいけないという状況ですよ。そこの壁を外して、こういうことをやったこと、これはどこの許可を得てやったのかということですよ。そのあたりの確認をやっていきますか。

○山里毅彦参考人　そこまでは確認できていません。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員　これは2年余りもこうやって解決しないというのは、非常に理解できないのですが、先ほどのビデオ映像、それから皆さんからの資料8ページの直近の業者と行政側とのやりとりの部分、皆さんがきょうまとめて出していた問題点ですが、1点だけ確認ですが、先ほどのビデオ映像は、土曜日、日曜日もひっきりなしにやっているというのが、去年の4月、5月の夏場。同じく去年11月7日のやりとりの中で、午前8時から午後6時、休日は作業しませんという形で業者も約束しているのですが、現在はどうなっていますか、土曜日、日曜日です。

○山里毅彦参考人　先ほどのビデオ映像はことしのビデオ映像です。

○上原章委員　ということは、全然守られていませんということですね。わかりました。それとこのやりとりの中で、業者は、以前保健所の担当者から瓦れき類を破砕処理することは違法ではないという話を受けましたと言っておりますが、これは事実ですか。

○山里毅彦参考人　これは中央保健所の所長から預かったものであります。

○上原章委員　皆さんは、経緯はわからないということですね。皆さんが6点にわたって、ここをしっかりと解決してほしいと。それをしっかりと守られれば、そこに業者として仕事をするということについては認めるということでもいいのですか。

○山里毅彦参考人　本音を申し上げますと、目の前がこうなってしまうと、資産

価値が落ちるんです。本来、国会議員のある方にも見せて、環境省にも話をしております。そしたら他都道府県ではこういうことはあり得ないのだそうです。沖縄の人は優しすぎるねと、皮肉を言われてしまいました。これをやる場合は、本来はコンクリートで箱をつくって、防振、完全に封じて、音も封じる。安全性をきちんと確保した上でやるのだそうです。ましてや市街地にこういう施設ができること自体がおかしい、全国的に珍しいということですから、正直申し上げると立ち退いてもらいたいです。浦添市の美しいところを汚してほしくないです。この牧港という地域は、うちの建物の下も実は英祖王の乳母の屋敷跡で、遺跡があるんです。それは発掘調査したんです。こういうことをすること自体、非常に信じられないのです。ということは、川の側面というのは文化財が埋没している可能性があるんです。そういう調査をしないでこういうことができるのかということが、非常に不思議です。逆に、ここは美しい緑を残してもらって、やはり潤いのある、あるいは安らぎのある県土を保全してもらいたい。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
山里毅彦参考人。

○山里毅彦参考人 1点修正させてください。先ほど、上原委員に話しをした指導メモですが、これは直接中央保健所の所長から預かったものではなく、前島県議会議員から預かったものです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して山里毅彦参考人及び宮良英世補助者に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

山里毅彦参考人及び宮良英世補助者ありがとうございました。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等退席、説明員着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、平成20年第2回議会乙第3号議案水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例及び同乙第4号議案沖縄県生活環境保全条例の2件について審査を行います。

なお、ただいまの議案2件については内容が関連することから説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので御協力のほど、お願いいたします。

ただいまの議案2件について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、本議案につきましては、6月定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部が平成20年第2回定例会に提出し、継続審査となっている乙第3号議案水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例及び同乙第4号議案沖縄県生活環境保全条例の議案2件についてですが、前定例会以降の新しい事実はございませんので、説明を省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

まず、平成20年第2回議会乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成20年第2回議会乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、平成20年第2回議会乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 1点だけ、確認のためにお尋ねします。沖縄県公害防止条例が長い間使われてきたけれども、新たな生活環境保全条例ということで条例のタイトルも変えて提案されました。6月議会で提案されたときに、肝心の沖縄県内の公害の発生源である米軍基地が抜けているのではないかとということで審議が行われ、そして結論としては、修正をしていくということも6月議会で出されて継続となりました。9月議会においても、結局はもっと論議を交わして、この条例の改正について審議会のほうでも米軍基地をきちんと含めるべきであるということが新たに9月議会の中でわかりまして、審議会の桜井先生も呼んで説明を受けた。そして、執行部とのやりとりもやって、相当な論議に論議を重ねて、これが今度の継続審議で最終的には決着を図るところまで来ているのですが、私はこの条例については、沖縄県議会においてでも県政の中でも、条例で米軍基地に言及することは日米地位協定上できないということです。ずっと執行部は言われてきましたが、憲法第94条にきちんと定められている条例制定権でもって、一番沖縄県民が問題にしている嘉手納基地の殺人的な爆音被害や返還された土地でも汚染が放置されたままとか、これを解決しないでどうするのかという県民の願いにこたえるのは、今日まで議論が積み重ねられてきたと思います。今度、いろいろ話し合いが出てきましたが、執行部としてこれまでの経過を含め、今度の議会ではこの条例について何らかの決着をとという考えも出たと思います。知念文化環境部長の所見をお尋ねしたいと思います。

○知念建次文化環境部長 私どもが条例を提案している執行部としては、基本的な考え方としては、条例案を提出しているわけですが、先ほど来お話があります米軍基地に関する規定を盛り込めなかったというのは、これまで説明している考え方で、盛り込まなかった理由を説明させていただきますが、執行部としては、やはり原案を提出している以上、原案について可決していただけるよう御理解願いたいというのが基本的な考え方です。

○西銘純恵委員 今の答弁を伺ったら原案どおり可決ということですが、9月議会の後に県民、学者、県内のいろんな皆さんから、この環境条例の中に米軍基地のひどい汚染や騒音被害に対応できるような条例をつくってほしいということが世論として広がったわけですね。それで考え方として、そういうものも含めるべきという立場になったのではないかと私は思いまして、今お尋ねし

ているのですが、そこら辺についてももう少し踏み込んで、答弁がいただけるかと思いましたが、いずれにしてもこの条例がきちんと仕上がることについて、私は県議会のこれまでの歴史上にない大きな出来事ではないかと思っておりますので、もう一度答弁をいただきたいと思えます。

○知念建次文化環境部長 この間の議会の中でいろいろと御意見が出てきた、あるいは6月、9月で意見が出てきて、今回の状況になっているということについて十分に承知しているつもりです。ただ、先ほど答弁したのは、我々は原案提出しているという立場がありますので、そこは御理解願いたいということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 確認ですが、本会議でも少し触れましたが、環境基本法の中で一番基本的な環境をとらえるときの視点として、地方公共団体の役割の中に地域に応じた具体的な施策を展開しなさいということが環境基本法の本質であると思えます。特に環境に関しては、よく上乘せなど基本的な国の基準を定めるけれども、地方の状況によってはそれよりも厳しい基準を採用しなさいという法的な考え方が、特に環境の部分ではいろんな事例があると思えます。そういう中で沖縄において、特徴的な状況をとらえる条例として、横出しや上乘せなどという延長線上の中で今回特異な沖縄の状況をこの沖縄県生活環境条例でつかまえるということが、本当にできなかったのかなというのはやはり気になる場所なんです、そこら辺はどのように認識されましたか。

○知念建次文化環境部長 結果的に同じ答弁になると思えますが、上乘せの条例につきましては、おっしゃるように法の体系から上乘せ、オールジャパンの一律の水質の状況と、各地域によって水質については各地域によって違おうだろうということで上乘せ、横出しの分のものが法の体系上認められている部分と、そうではない部分を我々は整理して提案したということで御理解願いたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成20年第2回議会乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化環境部長の説明を求めます。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の条例案件について、お手元の議案書により、御説明いたします。

4ページ、乙第2号議案特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例につきましても、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、改正後の同法の規定に基づき、特定非営利活動法人は、定款の定めるところにより、社員総会に出席しない社員が書面による表決にかえて電磁的方法により表決することができることとなったところでございます。

そのため、沖縄県が所轄庁となる特定非営利活動法人についても、当該電磁的方法（電子メールなど）の具体的内容について条例に定める必要があるものでございます。

以上、乙第2号議案について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知念建次文化環境部長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案指定管理者の指定について及び乙第14号議案指定管理者の指定についての2件について審査を行います。

なお、ただいまの議案2件についての説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので御協力のほど、お願いいたします。

ただいまの議案2件について、文化環境部長の説明を求めます。
知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 議案書の29ページ、乙第13号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

同議案については、沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例に基づき、平和の礎の指定管理者として財団法人沖縄県平和祈念財団を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

平和の礎の指定管理者の候補者の選定に当たっては、公募を行わず、財団法人沖縄県平和祈念財団を指名し、平和の礎の指定管理者制度運用委員会において、財団法人沖縄県平和祈念財団の事業計画書等を審査した結果、委員全員一致で財団法人沖縄県平和祈念財団が指定管理者として平和の礎の設置目的を達成するため総合的な能力を有するとの評価がなされました。

この制度運用委員会の審査結果を踏まえ、財団法人沖縄県平和祈念財団を平和の礎の指定管理者の候補者として選定いたしました。

続きまして、議案書の30ページ、乙第14号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

同議案につきましては、沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例に基づき、沖縄県男女共同参画センターの指定管理者として沖縄県男女共同参画センター管理運営団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

沖縄県男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定に当たっては、公募を行い、申請のあった2つの団体の事業計画等を沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会において審査した結果、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体の事業計画書等の内容が男女共同参画の理念に合致していること、当該団体が安定した管理を行う物的及び人的能力を有するものであることから、委員全員一致でセンターの指定管理者として最もふさわしいとの評価がなされました。

この制度運用委員会の審査結果を踏まえ、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体を沖縄県男女共同参画センターの指定管理者の候補者として選定いたしました。

以上、乙第13号議案及び乙第14号議案について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

まず、乙第13号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 公募しなかった理由、指定した理由、この3年間指定管理の委託を受けて事業をやっていると思いますが、その辺の実績を御紹介いただけますか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 まず平和の礎について、公募を行わなかった理由ですが、原則としては公募ですが、県の公の施設の指定管理者制度に関する運用方針の中で、相当な理由がある場合には公募によらない選定が認められています。その事例として、隣接または併設される施設の指定管理者と、同一のものを指定することで利用者サービスの向上など、効率的、効果的な運営が見込まれる場合となっております。平和の礎と霊域の利用者は重複しているために同一の団体に管理させることで、利用者のワンストップサービスが実現できる。そして利用者の利便の向上が図られて、効率的、効果的な運営が見込まれるということです。それから県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関連する目的で設置された団体ということで、財団法人沖縄県平和祈念財団に平和の礎を管理していただくことで、平和の礎の慰霊、追悼施設としての風致環境が維持される、管理団体として適当であると認められるということで、公募の例外の例示に該当するというところで、公募を行いませんでした。この3年間の実績ですが、自主的に利用者のアンケートを行ったり、常設の意見箱を設置したり、平和の発信ということでこいのぼりの掲揚事業を実施したり、また平和祈念公園内の巡回バスの運航や車いすの貸し出し等を行いまして、利用者の利便の向上に努めております。そのほかにも要人の案内、これを適切に行っているということと、追悼施設としての側面に配慮した管理運営を行っているということと、戦没者の慰霊、霊域の維持管理、昭和36年以来、適正に管理してきているという実績も評価されております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純江委員。

○西銘純恵委員 ただいまの乙第13号議案について、お尋ねします。原則として、指定管理者の指定は公募だけと特別な理由ということで指定をされた。この財団法人平和祈念財団の組織と事業内容についてお尋ねをします。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 事業内容は、戦没者慰霊・顕彰に関する事業として清掃管理等を行っております。未契約を含めて、県内88カ所の慰霊塔の管理を行っております。それから霊域の維持管理、霊域の清掃管理、それから平和祈念公園と礎の管理、平和祈念資料館の業務受託に関する事業を行っております。財団法人沖縄県平和記念財団は会長、理事会に理事13名、副会長、常務理事兼事務局長、そのもとに総務班、受託業務班がございます。受託業務班のほうは公園班、平和の礎班、霊域班等がございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純江委員。

○西銘純恵委員 戦没者の慰霊も含め、平和の礎という公の施設を管理していくことについて、63年前の悲惨な大戦における20数万人、そして県民だけではなく、そこに諸外国の方も祭られているという、これを管理するには確かに特別な団体として指定されたと思っておりますが、3年間という期間を区切っている理由は何でしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 県の運用委員会の方針がありまして、業務に高い専門性がある、人材育成の確保、それから事業の企画等に期間を要する施設については5年以内としておりますが、施設の維持管理が主たる業務の施設については3年以内ということで、3年にしております。

○西銘純恵委員 この平和の礎の大事さからいって、3年ごとに指定管理者を同じところに指定をしていくことが、果たして妥当なのかというところが問われるんです。5年というのも短いのではないかと。実際は、その財団が戦没者に関する慰霊の日などのいろいろなものに対してたけている、いろいろな行事についても担っているということであれば、5年と言わず指定管理を長いスパンでやれる方法はないか、お尋ねします。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 平成20年3月31日に総務部長決裁で

つくられました公の施設の指定管理者制度に関する運用方針の第2に、指定管理者制度の導入に関する基本方針がございまして、そこで指定管理者の指定期間は5年以内を原則とすると。そして、施設の設置目的、業務内容、利用者の状況、サービス継続性、安定性を踏まえ、施設ごとに設定を行うこととするとありまして、この件につきましても担当部局のほうと調整し、施設の維持管理の主たる業務であるということと調整をして、決定したところです。

○西銘純恵委員 沖縄県がそういう総務部長決裁ということをやっただけであって、法に違反しているとか、例えば指定管理を長い期間でやることあるのでしょうか。たまたま沖縄県は原則として5年以内とっておりますが、10年、20年とかそこに指定管理を任せるということは法律上できないという仕組みですか。

○知念建次文化環境部長 法的なものは確認とれていないのですが、県の方針として、3年前の公の施設の指定管理の仕組みを入れるときの考え方として、2年から5年という考え方があったかと思えます。その中で2年というのはやはり短い。5年という形にすると、ある面、指定管理をしていただくことについても、その間について効果であり、業務の状況を掌握し、再点検する必要があるかということも含めて3年という期限を県全体の方針として示されたという状況で、この3年という期限が定まってきたと理解しています。

○西銘純恵委員 特殊な業務内容に関しては、やはり柔軟に、少なくとも5年以内ということもありますし、今後の課題としてこの件に関してはもうちょっと長い期間で指定管理をやってもらおうということで、ましてや、指定管理者というのは半年に一、二回の業務報告をきちんとやっている管理者ですから、これはチェックは十分にできると思えますし、この件に関してはこれからの要望になります。それとして受けとめていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 指定管理料について、3年前と今回の違いはあるのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 平成18年度から平成20年度の指定管

理料が単年度で2113万円、それから平成21年度から平成23年度の管理経費が単年度で2055万3000円になっております。

○比嘉京子委員 その理由をお聞きしてもよろしいですか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 条件額の算出方法ですが、管理経費決算額、平成20年度は予算額ですが、その3カ年の平均額と平成17年度に設定した指定管理料の上限額を比較して、いずれか低いほうを採用するというところで、総務部財政課のほうと調整をいたしました。経費の節減を図る、そして利用者へのサービスの向上に資するという両方の点も考慮しまして、管理料を設定しております。3カ年で173万1000円の節減となっております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、初めての指定管理になるのですか。

○知念建次文化環境部長 前回も指定管理をしており、今回、沖縄県男女共同参画センターとしては更新ということです。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、受けることになった株式会社エー・シー・オー沖縄というのは、これまでどのような事業をやっているのですか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 株式会社エー・シー・オー沖縄ですが、健全な社会の発展に寄与することを目的としまして、沖縄の文化振興と沖縄芸能の発展に係る事業に取り組んでおります。主に、国際児童青少年演劇フェスティバルの企画製作、沖縄市民小劇場あしびなーの運営管理、県立芸術大学の奏楽堂の舞台管理、沖縄県男女共同参画センターの舞台操作管理、これは

平成16年度から受託しております。株式会社エー・シー・オー沖縄は、沖縄女性財団と共同事業体を組んで沖縄県男女共同参画センター管理運営団体という名称で今回応募をして、選定されたものです。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、公募して、こちらが落札したことになりますが、あと1件についてですが、この審査に当たっての過程の状況など教えていただきたいと思っております。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 60日間の公募期間を設けましたが、その前に県の指定管理者制度の運用方針に基づきまして運用委員会を設置しております。学識経験者や財務に詳しい方と4名の委員から構成されておりますが、募集要綱、選定基準を検討していただきまして、そして意見をいただいた上で募集要綱等を決定しております。そして、その後60日間の公募を行いまして、ホームページ、電光掲示板、新聞等に広告いたしました。その間、現地説明会を行っておりまして、5団体の参加がありました。そして実際に応募したのが2団体ということです。その後、運用委員会で審査を行いまして、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体が適切であるということの結果がなされております。

○渡嘉敷喜代子委員 前に指定管理を受けた団体は今回応募してきましたか。

○知念建次文化環境部長 前回からの経過を御説明いたします。前回、おきなわ女性財団が指定管理を受けて、そのセンターの指定管理を3年間やってきたわけですね。そこのおきなわ女性財団が指定管理を受けているときに、向こうはホールがありますので、その利用などについては株式会社エー・シー・オー沖縄に委託をしてやってもらっていたわけですね。この3年間の結果として、ホールなどの運営費は彼らが専門なので、彼らの知恵も借りながら一緒にということですね。このJVを組んで応募してきたわけですね。女性財団も一緒になって、より活動、運営しやすいような形のもので一緒にJVを組んでこられたわけですね。そのほかに、ビル管理を主体とする業者の方が応募して来られて、この2者を選定委員会にかけまして、管理運営委員会で決定されたという経過ですね。

○渡嘉敷喜代子委員 そうすると管理費の問題が出てくると思いますが、そのあたりは前回と今回の違いは出てきますか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 前は、平成18年度から平成20年度までトータルで1億8946万円です。そして、平成21年度から平成23年度までがトータルで1億8078万6000円になっております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化環境部関係の陳情第64号外13件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の陳情案件資料により、御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、継続8件、新規6件となっております。継続審議となっている8件につきましては、処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

では、新規の陳情6件につきまして、処理方針を御説明いたします。

初めに、資料の9ページをお開きください。

新規の陳情第161号について、御説明いたします。

陳情者は、沖縄弁護士会会長三宅俊司氏であり、件名は消費者行政の抜本的拡充を求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1、2について、県では、県民生活センターに寄せられる消費生活相談について、迅速・適切に対応できるよう専門的知識を有するNPO法人に相談業務を委託し、対応しているところです。

また、県民生活課においては、不当な取引等を行う悪質事業者に対しては、法令に基づき事業者名の公表を含む厳正な処分等を行っているところであり、県民生活センターとの連携を密にし、消費者被害の未然防止及び救済に努めているところです。

消費者行政に関する人員・予算の拡充については、県の行財政事情から厳し

い面がありますが、国においては、消費者行政の抜本的強化に取り組んでいるところであり、県としましては、国の地方消費者行政に対する支援策等を注視しながら、消費者行政の充実・強化を図っていきたいと考えております。

3について、消費者施策に関する重要事項の決定においては、沖縄県消費生活条例第37条に基づき設置されている沖縄県消費生活審議会の審議等を通じて、消費者の意見を消費者施策に反映させているところです。

また、そのほかにも生協・行政懇談会等あらゆる機会を通じて消費者団体との意見交換や情報交換を行っているところです。

4について、県では、市町村消費者行政担当課長会議を毎年開催し、市町村との連携を図るとともに、市町村の相談員の情報交換会及び研修会を隔月ごとに開催することにより、市町村相談員の資質向上に向けた取り組みを行っているところです。

また、多重債務相談会への市町村職員及び市町村相談員の参加や多重債務研修会等も実施しております。

県としましては、今後とも、市町村等と連携を図りながら、消費者行政の充実・強化に努めていきたいと考えております。

次に、10ページをお開きください。

新規の陳情第162号について、御説明します。

陳情者は、沖縄弁護士会会長三宅俊司氏であり、件名は、地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書の採択を求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1、2について、国においては、現在、消費者行政の抜本的強化に取り組んでいるところであり、第170回臨時国会に提出された消費者安全法案には、消費生活センターの設置、業務、機能等を法的に位置づける内容が盛り込まれております。

県では、地方公共団体に新たに生じることとなる財政需要の手当て等について、全国知事会や九州地方知事会を通して国に対して要望しているところです。

県としましては、国の動向を注視しながら、県の消費者行政の充実・強化に努めていきたいと考えております。

次に、11ページをお開きください。

新規の陳情第175号の2について、御説明します。

陳情者は、社団法人沖縄県婦人連合会会長大城節子氏であり、件名は第58回婦人大会の宣言・決議の実現方に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

2について、男女共同参画社会の実現を目指すため、県では男女共同参画基本法に基づき沖縄県男女共同参画計画を平成14年3月に策定し、さらに平成15年3月に沖縄県男女共同参画推進条例を施行し諸施策を推進してきました。

また、男女共同参画社会の形成を取り巻く新しい動きに対応するため、沖縄県男女共同参画計画を見直し、平成19年3月に沖縄県男女共同参画計画（後期）を策定しました。

後期計画では、男女共同参画についての正しい理解と学習の充実、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援、政策・方針決定過程への女性の参画の促進、女性のチャレンジ支援、家庭と仕事の両立支援と働き方の見直しの5項目を重点的に取り組むこととしております。

県としては、今後とも、国、市町村、事業者、関係機関・団体等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向け諸施策を着実に推進してまいります。

5について、県では、地球環境の保全を図るための行動計画おきなわアジェンダ21を平成13年度に策定するとともに、本行動計画を全県的に推進するため、事業者、市民団体、学識経験者、行政等127団体（員）で構成するおきなわアジェンダ21県民会議を平成14年度に設立しております。

これまで、同県民会議と連携して、環境フェアや環境月間、地球温暖化防止月間などを通じて、環境負荷低減に配慮した事業活動やライフスタイルの見直しを呼びかけております。

県としては、人と自然が共生し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の実現に向けて、引き続き、おきなわアジェンダ21県民会議と連携し、地域に密着した取り組みを推進していく考えであります。

6について、去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和の尊さを肌身で感じており、世界の恒久平和は、沖縄県民が心から望んでいるものと承知しております。

県では、沖縄戦での戦没者を追悼し、世界の恒久平和を祈念する平和の礎に国籍や軍民を問わず、犠牲となったすべての人々を刻銘するとともに、平和祈念資料館では、沖縄戦の実相及び教訓を継承し、平和の尊さを学習する拠点施設として活動を展開しています。また、アジア・太平洋地域の平和の構築・維持に貢献した者を顕彰する沖縄平和賞を通して、平和を大切にする県民の普遍の思いを世界に発信しています。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を理念に掲げ、広く国民に浸透し、国民生活の向上と我が国の平和と安定に寄与してきたと思っております。

憲法については、平和主義の理念が将来にわたって堅持されるべきであると思います。

次に、13ページをお開きください。

新規の陳情第187号について、御説明します。

陳情者は、NPO法人金武湾を蘇生する会理事長比嘉秀昭氏であり、件名は沖縄美ら海再生に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

県では、これまでオニヒトデ対策などサンゴ礁保全対策を実施してきましたが、健全なサンゴ礁の保全・維持だけでなく、サンゴ礁の再生にも取り組むなど総合的なサンゴ礁保全対策が必要と考えております。

そのため、行政、ダイビング事業者、漁業者、NPO等のさまざまな主体が参加する官民協働のサンゴ礁保全推進体制の構築を目指し、平成20年6月に沖縄県サンゴ礁保全推進協議会を立ち上げ、サンゴの再生、保全活動を支援していくこととしております。

なお、埋立工事を進めるに当たっては、海域の自然環境に十分に配慮する必要があることから、事業者において埋立区域及びその周辺地域におけるサンゴ類の再生を含め海域生態系の保全策等が講じられるものと理解しており、今後の埋立事業についても、環境影響評価手続等において、サンゴの保全措置の実施を事業者に求めていきたいと考えております。

次に、14ページをお開きください。

新規の陳情第192号について、御説明します。

陳情者は、熊本県地域婦人会連絡協議会会長山田弥生氏であり、件名は第60回九州地区地域婦人大会及び平成20年度全地婦連九州ブロック会議の決議に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

沖縄県では、平成19年3月に沖縄県男女共同参画計画（後期）を策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進しております。

後期計画では男女共同参画についての正しい理解と学習の充実、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援、政策・方針決定過程への女性の参画の促進、女性のチャレンジ支援、家庭と仕事の両立支援と働き方の見直しの5項目を重点的に取り組むこととしております。

また、後期計画を実効性あるものとするために33の指標を設定し、施策の推進に努めているところです。

男女共同参画社会の実現に向けての施策は広範多岐にわたり、行政機関のみならず事業者、民間団体等の主体的な取り組みが不可欠となっております。

このような中地域婦人会は、女性の人材育成や各地域における諸活動を通し、男女共同参画社会づくりに重要な役割を果たしていると考えております。

県としましては、今後とも、国、市町村、事業者、関係機関・団体等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向け諸施策を着実に推進してまいります。

次に、15ページをお開きください。

新規の陳情第201号の2について、御説明します。

陳情者は、中城湾沿岸漁業協同組合長会会長安次富保氏外1名であり、件名は、吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

吉の浦火力発電所建設事業に係る環境影響評価の手続は、環境影響評価法に基づき平成15年11月に環境影響評価方法書が提出され、知事意見、環境大臣意見、平成18年3月の経済産業大臣の勧告を経て、同年7月に終了しております。

その後、平成18年10月に電気事業法に基づく工事計画届出書が経済産業大臣へ提出され、工事に着手しております。

中城湾沿岸漁業協同組合長会が懸念している吉の浦火力発電所の稼働に伴う温排水の拡散については、水理模型実験により予測が行われており、海面下1メートルにおける水温の1度上昇域は放水口から約900メートル、面積で0.179平方キロメートルの範囲であり、周辺海域に及ぼす影響は少ないと予測されております。

平成20年11月5日付で要請のあった潮流及び海水温度の調査、水質のサンプリング調査、海洋生物の生態状況調査については、今後、地元中城村、事業者、県で締結する環境保全協定の調査項目に盛り込む旨を口頭にて回答したところであります。

県としては、今後、締結する環境保全協定に基づき調査を実施させ、必要に応じて事業者を指導していく考えであります。

以上、文化環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情第201号の2についてお伺いしたいと思います。処理方針の中で見ますと、すごく水理模型実験によって予測が行われているというのは、相当信頼していらっしゃるのですが、いろんな話を聞いたら、これを見ても非常に机上で予測しながら大丈夫だろうという、皆さんのこの処理方針が見えるのですが、皆さんが実際にこの現場へ行って、現場の皆さんの話を聞いたり、直接海域の調査、視察はなされたのですか。

○下地寛環境政策課長 吉の浦火力発電所というのは、今、陸上部の工事をしておりますが、海上については全然着工しておりません。その水理モデル実験ですが、基本的にはこれまで金武湾の中で具志川火力発電所、金武火力発電所といったところでも実績としてありますし、その中で予測をして、実態で、あそこは稼働しておりますので、現地で調査をした結果、それもつき合わせて今回の水理モデル予測は妥当であるという判断をしております。ちなみに金武火力発電所と具志川火力発電所の予想の範囲は、環境アセスメントで予測したもののよりも実態としては、温排水の及ぶ範囲は小さいという結果も出ております。

○奥平一夫委員 要するに、今お話にありました2つの火力発電所の温排水量というのは、それぞれ幾らぐらいですか。

○下地寛環境政策課長 金武湾に出しております温排水は、金武火力発電所が1日190万立方メートルで、具志川火力発電所が150万立方メートルです。参考ですが、あと2つが金武湾に流れておりまして、石川火力発電所が98万立方メートル、これは電源開発ですが、石川石炭火力発電所が147万立方メートルで計585万トンが温排水として出されております。

○奥平一夫委員 その事業者から今おっしゃいました火力発電所の海域調査というのは、皆さんはごらんになりましたか。

○下地寛環境政策課長 金武火力発電所、具志川火力発電所、地元の市町も含めて環境保全協定を締結して、常時使用調査結果の提示をいただいておりますので、我々としては調査データをチェックしております。

○奥平一夫委員 その気になるのは、事業者の報告ですから、それはもちろん考慮するとしても、実際に本当にこの海域の調査区域が相当問題になると思うんですね。その調査区域は、皆さんは報告書の中では調べられましたか。

○下地寛環境政策課長 具志川火力発電と金武火力発電については、手元に調査区域といいますか、面的な区域は把握しておりませんが、吉の浦火力発電所で想定している区域は、3キロメートル掛ける3キロメートルの範囲で調査をするということで検討が進められております。

○奥平一夫委員 今、金武湾とおっしゃいましたので、金武湾の特徴と陳情の中城湾の特徴、つまり何を言いたいかといいますと、この漁業者の皆さんは、この湾は閉鎖的な湾だとお考えになっているようで。いわゆる海流、潮流の検査をしてほしいという意見が出ているわけですから、そういう意味では、皆さんが根拠としている金武湾での海域調査結果とそれから中城湾で行われるであろうものが、本当にこれが根拠となるのかというのがわからないですね。金武湾がどういう潮流、海流なのか、閉鎖的なのか、それも開放的なのか。どうも金武湾は外洋にすぐつないでいるような気がするんですね。そういう意味では、中城湾というのはそうではなく島々につながっていて、かなり深さがありませんよ。浅瀬がぐっと続いているという意味では、かなり閉鎖的ではないのかなと、それはいかがですか。

○下地寛環境政策課長 中城湾全体と金武湾全体も含めて湾内の海水が大体どれぐらいあるか、それから潮汐、要するに潮の干満でどれぐらいの水が入れかわるかというのは計算上では出しております。例えば、金武湾ですと約31億立方メートルありまして、出入りが2.5億立方メートル、それから中城湾の全水量が約66億立方メートルで、干満による出入りが約5億立方メートルという計算をしております。

○奥平一夫委員 そういう数字は、私にはぴんとこない、聞かれてもちょっとわかりませんが、要するにあの現場で実際に仕事を営んでいる皆さんの体験ですよ、これは。皆さんが机上でどれだけ海水が入って、どれぐらい出ていくかというのではなく、やはりそこに働く業者のこれまでの長年の体験、そういうことからこの海域はかなり閉鎖的であるという実感が伴って、こういうところに温排水を流すことによって、相当な影響があるんだという非常に危機感を

持って陳情していらっしゃるわけですね。ですから、そういう意味では実際にその現場で漁業に従事している皆さんの声を聞いて、私は調査する必要があると思います。それをこのような形で陳情処理をするだけでは、皆さんは非常に不まじめだと私は思います。そこで実際に今中城湾で起こっているいろんなことが、聞くところによると、事業がいいとか、悪いとかという話ではありませんが、もらった資料によると、中城湾がかなりヘドロで覆われてきていると。例えば、いろんな養殖をしておりますが、これにヘドロが付着したり、生産量もかなり落ちてきていると。さらに網を洗うのに数時間で洗えたのに何時間もかかるということが言われているんですね。そういう危機感を持って、彼らは抗議行動を実際に起こしているわけです。おとなしい漁業者の皆さんが、背に腹はかえられない気持ちで起こしているわけです。そういう意味でも皆さんは真摯に受けとめて、陳情の要求をぜひ実現すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○下地寛環境政策課長 発電所が稼働する場合に温排水が出るということですが、陳情処理にもありますように基本的に協定を締結しまして、実際に測定をさせて、同じような形で報告をいただいて、問題があった場合には指導するという形で考えております。

○奥平一夫委員 きょうの参考人招致の中で、市街地に廃棄物を処理している業者があったり、コンクリートを割ったりと、これを2年も前から注意しながら一県も少しは注意してきたはずですが、それが功奏していない。今でもそれが続いている。ですから、事が起こってからでは全く手の打ちようがないんですよ。行政にしては、今まで見てわかっているのですが。そういう意味では、予防ですよ。事業を開始する場合に、きちんとそれをどうするかということをやらないとだめです。こういう陳情処理のように事業をさせて、その後で問題があったら注意しましょうでは、海は死んでいきます。私はそれに絶対反対です。ですから、この陳情の趣旨を本当に行政の立場として、環境を保全していく皆さんの立場としてきちんとやるべきじゃないでしょうか、いかがですか。

○下地寛環境政策課長 基本的には知念漁業協同組合が話ししているのは、温排水の影響があるのではないかということと、そういったことも含めてちゃんと調査してくださいという2つだと思いますが。温排水については、あくまで汚れた水ではなく、取水した温度より7度プラスで放流されるということですので、その拡散の範囲をしっかりと押さえて、その影響が及ぶ範囲というのを常

に把握していくことによって、どういった影響を与えているか、どれまで影響を与えるかを的確に把握できると思います。ですからそういった調査も踏まえて、ちゃんとした対策を講じることとなると思います。

○奥平一夫委員 海水をくみ上げて、タービンを冷やすと理解してよろしいですか。

○下地寛環境政策課長 海水というのは季節によって温度が違いますので、取水した海水の温度を、タービンを回しておりますので、それを冷やしてそのまま海域に流す、その温度差を7度と設定しております。

○奥平一夫委員 そのくみ上げた海水でタービンを冷やしますが、このタービンの温度は何百度ぐらいあるんですか。

○下地寛環境政策課長 ガスタービンと蒸気タービンの2つですので、ガスタービンは数百度を超えるタービンです。ただ、じかに海水がタービンに触れるわけではなく、管を通っておりますので何百度にはならないということです。

○奥平一夫委員 皆さんがくみ上げてくる海水にはどういうものが生息しているのですか。

○下地寛環境政策課長 微生物、魚の卵などがある可能性はあります。

○奥平一夫委員 これだけ高熱のタービンを冷やすために多量の海水をくみ上げて、多量の微生物や卵が死滅するのですが、いわゆる急激に温められた海水の濃度というのはかなり濃縮してきますよね。これはどれぐらい濃縮されますか。

○下地寛環境政策課長 基本的には濃縮されません。そのまま海水は、温度が7度だけ高まった形で排水される。卵や稚魚もいますが、そういったものの死滅は想定されていないということです。ちなみに金武火力発電所や具志川火力発電所でもずっと調査をしてきていますし、そういった影響はないということで、実際に具志川火力発電所でも地元の同意を得て、この温排水のモニタリング調査は10年ぐらいで終わったということもあります。

○奥平一夫委員 影響が出ないというのはおかしいんじゃない。急激に温められるわけですから、その微生物にしても、プランクトンにしても、卵にしても、かなりの影響を受けたり、死滅したりするのではないですか。影響がないというのは私はおかしいと思いますが。

○下地寛環境政策課長 影響がないというのは、影響が少ないと解釈していただきたいと思いますが、そのイメージとしては、その20度の海水が例えば500度ぐらいのタービンに直接接触するというイメージではないんです。海水は管の中だけを通っておりますので、当然にそこで熱交換されますが、その海水がちなみに100度以上になるというのは、基本的にはあり得ない。100度以上になると蒸発しますので、システムとしてそういうことは動かないということになりますので、生きていた物が全部死滅するということにはならないと思います。

○奥平一夫委員 皆さんは調べているはずですから、何パーセントぐらい死滅しているのですか。

○下地寛環境政策課長 何パーセントが生き残ったかというデータはありませんが、基本的には余り死滅しないと考えられています。

○奥平一夫委員 勝手な理屈で、自分たちがそれを認めるためにもこういう答弁を準備しているような感じで、事が起こってからでは本当に遅いんですよ。それに排水した7度も高い海水が、1日で210万トン、この影響の大きさはかなりあると思います。なぜかという先ほど言ったように、非常に閉鎖的な湾であるということも含めて、確かに皆さんはこれぐらいしか影響はないと話をしますが、7度も急激に温かい海水が中に入ると、その生き物にも影響してくるわけですね。そこで問題にしているのは、大腸菌、ビブリオ菌がどのように増殖していくか実験されていますか、温度が上がることによって。

○下地寛環境政策課長 大腸菌については、一般的に公共水域の測定項目として測定しておりますが、7度でどれだけふえるかという調査はしておりません。もう一つのビブリオ菌というのは、一般的に海水にたくさんおりますので、7度上がることによってそれもどれぐらい増殖するかというデータは持ち合わせておりません。

○奥平一夫委員 だから、わからないから調査をしてほしいと陳情しているわ

けです、やってくださいよ。

○**下地寛環境政策課長** 先ほどからお話ししておりますように、環境保全協定を結んで、実際に調査を事業者に行わせて、それを我々としてちゃんとチェックしていく考えです。

○**奥平一夫委員** それはおかしいですよ。事前に皆さんが調査すればいいじゃないですか。なぜ、事前に協定を結ぶのか、こういう状態で漁業者の皆さんは結びませんよ。行政の責任で、第3者的な立場に立って、本当にこの海域は大丈夫なのかと。経験則的には漁業者の皆さんは、非常に危険だと、仕事もできないのではないかという思いに駆られている。ただでさえ、今中城湾でいろんなプロジェクトが行われて、漁業に相当な影響が出ているというわけですから、少なくとも皆さんは、その声を聞いて、下地環境政策課長の答弁で皆さんはその影響がまだわからないという話をしているのですから、当然に懸念を払拭するために調査を行うべきではないですか。

○**下地寛環境政策課長** 我々もこれまで金武湾の中での実績、調査を踏まえていろんな影響を見てきたわけですが、吉の浦火力発電所については今後ありますが、基本的な調査は事業者の責任ということですので、事業者に調査をしてもらうということで県と中城村と協定を結ぶという形にしたいと思っております。

○**奥平一夫委員** 要するに事業者はその調査をさせるという約束はできますね。

○**下地寛環境政策課長** 実績として、金武火力発電所や具志川火力発電所でもそのような形で調査をさせてきましたので、吉の浦火力発電所についてもその方向で調整していきたいと思えます。

○**奥平一夫委員** その際に事業者ですから、県がしっかりそばについて、一緒にその調査を見守るということもできますね。

○**下地寛環境政策課長** 常時そういったことが実現できるかどうかわかりませんが、場合によってはそういうことを実際に調査に立ち会うことも可能だと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時32分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 9ページの陳情第161号の消費者行政の抜本的拡充を求める陳情と陳情第162号も同様な内容ですが、それについて質疑いたしたいと思います。この陳情の内容から見ても、今の消費者が置かれている状況というのは、商法もさまざまに変化してきたり、非常に変わり方が激しかったり、いろいろある中で人為的に十分なのかということと、相談員のスキル、研修等も含めて常に情報と対応についての学びがないと対応が難しいのではないかと読み取れるわけですが、まず初めにお聞きしたいのは、NPOに任せているということなので、消費者相談員が何名いるのでしょうかということと、それから年間の消費者相談数が幾らかということをお聞きしたいと思います。

○譜久山典子県民生活課長 消費者行政への相談件数は一平成19年度で県民生活センターへですが、9774件の相談があります。そして、相談員の人数ですが一平成18年度からNPOのほうに委託しておりますが、相談員は平成19年度、平成20年度ずっと11名で対応しております。県民生活センターの職員としては、6名配置されております。

○比嘉京子委員 県民生活センターの職員も相談業務に従事しておりますか。

○譜久山典子県民生活課長 相談業務については、相談員のほうで対応しており、職員で対応しておりません。

○比嘉京子委員 その11名の方々はフルタイム、委託ですから、インターネットで見ますと朝9時から、お昼12時の休み時間があいてというように載っているのですが、ざっと暗算であります月800件ぐらいになるのかと見るのですが、その800件の対応を11名という人数について、県としてはどう考えているのですか。

○譜久山典子県民生活課長 平成19年度は9774件であります、平成16年度、平成17年度、平成18年度は大体1万件を超えている相談件数です。人数配置としては、11名で対応しておりまして、大体妥当な線だと思っております。

○比嘉京子委員 陳情者の意向がやはり適切な対処、そして人員の拡充、予算の拡充ということがまず1番目にあるわけですね。そのことは県民の我々から見て、不十分ではないか、これだけで迅速な対応が本当にできるのか。つまり、これは非常にこうむっていく、いわゆる経済的な面も含めて、非常に損害を与える相談が多いだろうと思うんです。その中で特に多重債務の問題とか、いろんな振り分けであったり、法的な問題であったりするだろうと思いますが、県としては十分だと思うけれども、陳情者は十分ではないという認識をされているということになるのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 確かに相談件数としては1万件弱ということで推移しているのですが、ただ平成19年度ぐらいから消費者のそういう問題に対する意識が大分変わってきておりまして、そういう意味では、平成20年度の相談件数の集計はまだできておりませんが、また県民生活センターに寄せられる相談だけではなく、県民生活課に寄せられる問題もふえていく傾向があります。また県民生活センターのほうでは、相談だけではなく、それをさらに消費者と事業者の間に立って、聞いた上で、紛争解決に合意点を図るためのあっせんもやっておりますが、その件数も徐々にふえていく傾向にあります。相談員の方は、相談を受けて、その後内容によってはあっせんということも携わりたいということでの状況であると思います。

○比嘉京子委員 相談というのは多岐にわたると思うんですね。言ってみれば、業者とのトラブルであるとか、今のような債務の問題であるとか、非常に複雑化、多様化して、そしてスピードが上がっているだろうという予測はできるわけですね。というのは、日増しに起こってくる事件というのは、非常に巧妙に、また新たな手法にどんどん変化していっているというのが、振り込み詐欺を見ただけでも、次から次へと考え出されていっていると同時に、業者における手法等も非常に多様化して、複雑化してきているのではないかと思うんですね。そうしますと、やはり1人の件数にじっくりと迅速にかかわっていく、二次被害を防いでいく啓発活動も含めて、いわゆる相談事業と啓発活動、法的な専門家等も入れた解決のあっせんも含めた方法、解決に至るまでの方法を考えま

すと、例えば1カ月に800件といたしますと、土曜日、日曜日が休みになるとどうしても20日ということになって、そのうちというと非常に件数としては、1人の受けている件数としてはかなり高いのではないかと。そう考えますと、特にかつて消費生活センターも立ち上がった時期から非常勤対応をずっとしてきたと思うんですね、県は。本職対応ではないですから、いってみればキャリア、専門性の構築がどこまでなのかということが、今の民間に起こってくる商法等の対応が本当に追いついているかどうかということも含めて、やはりこのことは啓発活動も後で聞こうと思いますが、皆さんは人数的に十分だということなのかどうか、今のところふえているのでまだまだ足りないという認識に至っていないという理解でよろしいですか。

○譜久山典子県民生活課長 確かに、消費者行政関係の予算というのは、年々予算的には落ちている状況であります。そのことについては、国のほうが消費者行政の経費について、沖縄県だけではなく各都道府県ともやはり予算的にかなり厳しい状況の中で、これについて国のほうでまだどうなるかわかりませんが、景気対策ということで地方交付金を交付しまして、地方の消費者行政に対する予算を各都道府県と国会で……。消費者のニーズのことについては、県民生活センターのほうでは相談を受けますが、その他県民生活課では業者に対しての指導等を行っております。

○比嘉京子委員 啓発活動は、年間にどんな種類で、どれぐらいの回数で行われているのですか。

○譜久山典子県民生活課長 啓発活動については、県のほうでは5月の消費者月間で講演会、パネル展、広報番組のうまんちゅ広場での広報活動を行っております。10月には暮らしとお金を考える週間ということで、金融経済講演会、パネル展、暮らしの情報誌ということで年4回1万部ほどの情報誌を発行しております。消費者センターのほうでは、消費者教育、情報の資料提供をやっておりますし、年間を通してリーフレットを配布しております。そして、ホームページでも情報を掲載しております。そして消費者センターのほうでは、学生から一般消費者に対して啓発活動、講座などを設けて啓発活動を行っております。

○比嘉京子委員 学校教育の中との連携はどういう感じになっていますか。

○譜久山典子県民生活課長 県民生活センターの啓発事業で行っておりますが、消費者学習教室ということでメインセンターでもありますが、宮古地区、八重山地区でも学校へ出向きまして、学生相手の消費者学習教室というのを平成19年度であります、32回行っております。それと小学生と親との親子の実験教室ということで年間12回、県民生活センターで実験を通した教育ということでの教室も行っております。

○比嘉京子委員 今、沖縄県の人々の性格的なことも含めて、非常にだまされやすいという県民性があると、業者としては非常に穴場という扱いをしていると聞いております。つまり、沖縄の方々には人にノーということがなかなかできないので、いわゆる玄関に入り込みさえすれば、何とか落とせると。特にお年寄りも含めて、人のよさが裏目に出ているということは、随分前から言われていることで、どんどん賢くなってきたらと思うんですが、特に全国的に見てもターゲットにされやすい県民性、そのことを踏まえてやはりお年寄りが1人で抱え込まない前にサインしているという相談業務も多いと思うんですね。そういうことを考えますと、一つにどういう未然防止があるかということの大きな手だてとしては、私は学校教育だろうと思うんですね。そこに試行的に32回こなすとか、多分実験は一例え実験の内容的に着色料の実験などの内容なのかと推察するのですが、そういう気づきを与えるということも結構なことですが、何にも増して、消費者教育が非常に重要ではないかと思うんです。その消費者教育をして、若い人たちがキャッチ商法などさまざまなことで大きな負債を10代から抱え込んで、非常に悩むことに陥らないために、この行政というのは重点的に取り上げなければならない本県の、一律にあってはいけないと思います。ですから、いかに教育を徹底するかということを見ると、予算のない中で、学校現場の中でどの科目の中に、例えば家庭科の中に消費者教育をどんな教材で、どう徹底をさせて、みんなに考えさせることを何回するという具体的なことも含めて、私はぜひ教育行政をタイアップして、特に中学校レベルで押さえていくことをまずやるということが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 県民生活課の中に金融広報委員会がありまして、そちらのほうで特に最近いろいろと問題になっております、中学生、高校生に対して教育委員会とタイアップしまして、モデル校を2カ年指定しております、そこに集中的に金融経済についての教育をやっております。

○比嘉京子委員 モデル校を通して全県的に広めていくという計画があるという認識でよろしいですか。

○譜久山典子県民生活課長 はい、現在やっております。

○比嘉京子委員 4番目のところで、相談員も含めて研修、例えば国民生活センターに行って研修するのかなのか。今はインターネット時代ですから、あちらで行った商法が伝わってくると思いますが、解決手段、業者への対応、法的な裏づけなどを相談員のスキルアップ、資質アップということをNPOに委託している中に含まれているのですか。それは県が別途で考えるのですか。

○譜久山典子県民生活課長 委託をしている相談員の方はもともと消費者生活相談員としての国民生活センターなどが認定していたり、その他日本産業協会などが認定されている資格を持っていらっしゃる方が相談員として登録されています。そういうところについては、もちろん国民生活センターなどの研修はございますが、ただ、この方たちのスキルアップについては、別途こちらのほうで考えていかなければならない問題だと思います。特に消費者問題については、これまで以上にどんどん内容的に幅広くなっていく傾向がありますので、それについてはそれも含めてこちらで検討していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 最後になりますが、これは非常に県民にとって被害ある事件性であったり、それから生活に起こってくるさまざまなトラブルを含んでいて、直結して県民とすぐ対応できる出先になっていると思うんですね。そういう点からして、相談員の資格を持っているということは当然のこととして、日々どんどん業者、環境が変化していきますので、そういう対応の手はず、能力をいかにゆとりを持って与えていくかということから考えましても、やはり人員と指導、研修をぜひ充実させてほしいという陳情だと理解しておりますので、ぜひ前進をさせて予算を削らない場所として、大事にしてほしいということを申し上げて終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第136号についてお尋ねします。これは平成20年9月18日に提出されておりますが、処理方針の中で県中央保健所や浦添市から事

業者に対して防止対策の実施を指導していて、そのように守られているということになっておりますが、これまでの処理方針として変わりがないのか、全く変化がないのかお尋ねします。

○森田俊彦環境整備課副参事 処理方針につきましては、特に変わっておりませんが、今回陳情者のほうからこの処理方針についてきちんと確認されていないじゃないかということも情報として入っておりますので、フォローをきちんとしていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情者のほうから今回この件について守られていないということがあったわけですね。

○森田俊彦環境整備課副参事 十分ではないという情報がありますので、そのことについてきちんとしていきたいということです。

○渡嘉敷喜代子委員 そうでしたら、今回の処理方針の中でそのあたりのことをしっかりと入れていってもいいじゃないかという思いがするんですね。皆さんは、この処理方針の中でこれからも監視をしていきたいと言っておりますよね。監視していなかったのかどうか。

○森田俊彦環境整備課副参事 監視につきましては、県中央保健所のほうと関係市町村も含めて合同で複数回監視しておりまして、これまで指導をしてきたところです。

○渡嘉敷喜代子委員 監視している状況であれば、今の状況はわかっているはずですよ。

○森田俊彦環境整備課副参事 十分に承知しているところです。

○渡嘉敷喜代子委員 そうであれば、この処理方針をやはり変えないといけないうるんですね。今の現状はこうであって、さらに自分たちはどうしていきたいとかという方針を書きかえないといけないうるのに、そういう状況をわかっていながら前回と同じような処理方針をしているということは、いかなうものかという思いがするのですが。

○森田俊彦環境整備課副参事 処理方針に変わりがないということですが、十分ではないということで、きちんとしていきたいということです。

○渡嘉敷喜代子委員 その現場も見てないわけで、どうもそういう話が聞こえてくるだけで十分ではないという認識なんですね。けさ、参考人招致をして、今の状況をビデオで見ました。ことし4月から7月にかけての現場の状況をビデオで見ているんです。それを見たときに、県は処理方針の中でこれからも監視をしていくと、その影響が確認された場合には廃棄物の処理や清掃に関する法律に基づき厳正に対処していきたいという処理方針をしているわけですから、本当にやってきたのかどうか疑問なんですね。きょうのビデオを見ますと、本当にこのような状況があつていいものかという思いがするんです。そこでお尋ねしますが、当初の申請が資材置き場ということになっておりますが、今も変わりはありませんか。

○森田俊彦環境整備課副参事 地目に関しては、資材置き場だと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 現在も資材置き場という認識なんですか。

○森田俊彦環境整備課副参事 地目上は資材置き場にしておりますが、現在はコンクリートの破砕等に使用していると。

○渡嘉敷喜代子委員 現在の状況がわかっているのであれば、廃棄物の処理場として使われているということもよく知っていらっしゃるわけですね。

○森田俊彦環境整備課副参事 承知しております。

○渡嘉敷喜代子委員 そうであれば、新たに申請を出さなくてもいいのか。このあたりはよくわからないのですが、資材置き場ということと廃棄物の処理をしているとか、それからコンクリートを粉砕し、砂利にして販売しているという状況を、事業者として新たに申請する必要がないのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○森田俊彦環境整備課副参事 その許可について御説明したいと思います。当該事業者は土木建築事業者でありまして、ビルの解体といったときに解体作業を受けて、コンクリート殻等を排出するわけですが、そのときにみずから処理

する場合は許可は必要なく、届け出は必要ないのですが、処理については廃棄物処理法に基づいて、適正に処理しますとなっております。ですから、今回の行為について許可が必要かということではなく、それで許可に該当していないということです。

○渡嘉敷喜代子委員 よくわからないのですが、きょうのビデオを見ている範囲内では、本当に許可は必要じゃないのかという思いがするんです。実際に処分をやっているわけですから。そして、許可以外の車の出入りも頻繁にやっている状況、そして被害もないと、環境的に問題も出てこないという認識なんですか。

○森田俊彦環境整備課副参事 そういうことではなく、陳情者がおっしゃっているようにいろんな騒音、粉じんなどを訴えておりますので、ただそれについてのきちんとした把握がなかなか難しいというところではあります。

○渡嘉敷喜代子委員 この場所が廃棄物処理もやっているということではないという認識であれば、市街地にこういう場所があるということも問題じゃないという思いなんですか。

○友利弘一環境企画統括監 廃棄物処理の許可がなければ、処理についてどう云々、適用でもないじゃないかというニュアンスではありますが、みずから処理する場合であっても廃棄物処理法での処理基準がございまして。まずその1つが産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること、2つ目が、処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な処置を講ずることというのがありまして、その処理基準に適合しないという場合が必要な改善命令ができると。一応、法律上の措置はあります。

○渡嘉敷喜代子委員 今、友利環境企画統括監がおっしゃったことが、この場所では満たされているという思いでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほど森田環境整備副参事も答弁したとおり、これまで確かにこの業者につきましては、平成19年度の当初からそういう苦情がありまして、県中央保健所のほうも何度か立ち入りをしております。数回の立入調査したということですが、直近におきまして11月14日に私どもと県中央保健所、それから浦添市の合同で現場のほうも見させていただきました。それか

ら11月28日につきましては、中央保健所、それから12月1日も県中央保健所のほうが行きまして、指導をしているのですが。その指導内容ですが、粉じん対策、散水、先ほどの処理基準にもありましたとおりの散水を十分に下さいと。それから破碎につきましてもそういう苦情等もありますので、時間等もちゃんんと。作業時間につきましては、以前に夜間の問題もありまして、それについては夜間はしないようにと。作業時間につきましては、午前8時から午後6時までということで、事業者のほうもそれで納得していただいて作業を進めてきたという背景もあるものですから、そういう作業時間についても守っていただきたいという指導をしてきたという経緯がございます。

○渡嘉敷喜代子委員 確認しますが、11月14日、11月28日、それから12月1日に県中央保健所の指導が入っているということですよ。県中央保健所からの報告を受けたということですね。ところが、きょうのビデオを見た場合に午前7時20分から既に作業を始めているんですよ。そして夕刻の7時過ぎまでやっているという状況なんですね。12月1日にそれを指導して守られていることが、今現在やられているということに対して、県としてはそういう状況を把握した上で、今後どのようにして対応していくのか具体的に説明してください。

○友利弘一環境企画統括監 当該地域につきましては、騒音規制法の規制地域に入っていないということもあり、これにつきましては浦添市と協議し、規制地域の指定ができないかどうかをこれから協議していきたいと考えているところです。

○渡嘉敷喜代子委員 騒音規制法の規制地域に入っていないということですが、その上には高架橋がありますよね。交通の問題も出てくるのではないかと思います。危険な状況にありますね。そして、私がとても不思議に思っているのは、高架橋の下に道路ができていること自体、それはあってはならないことですよ。そういうこと自体もおかしいという思いがする。これは文化環境部には関係ないとおっしゃるかもしれませんが、そこまでいった経緯もどうだったのかという思いで私は不思議でしょうがないんですよ。そういう入り口のほうでも既に県は大変な間違いをやっているんじゃないかということです。今現在、山も削られていって、最初は確かに資材置き場だったかもしれないけど、これがどんどん拡張していって、今では廃棄物の処理をしている状況、それからコンクリートを砕いて砂利にして出荷しているという状況もあるわけですよ。そういうことを最初で、その資材置き場の段階で何とか食い止めら

れなかったのか。資材置き場として申請したのはいつですか。

○友利弘一環境企画統括監 資材置き場云々につきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で許可、手続はございませんので把握しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 そういうことでどんどん拡大していつている状況を見たときに、市街地ではないから、規制の地域に入っていないからといっても、確かに近隣の人たちにとっては騒音がひどいという状況があるわけですね。安川団地も振動が聞こえてくるということなんですよ。がけ崩れの心配も出てくるという話も聞いておりますので、しっかりと現場を調べて、これから急いでその対応策をやっていかなければいけないという思いがしますが、もう一度決意をお願いします。

○友利弘一環境企画統括監 先ほど、騒音の規制地域のお話をしましたが、この陳情者につきましても住居の中での騒音の問題も強いという内容ですので、浦添市と相談いたしまして、申請者の住居での騒音測定をやってみたいと考えております。現場に行ったときに周囲につきましても、業者が植えたという幾つかの黒木の植栽もなされていたので、そういう配慮もなさっているという感じも受けました。

○渡嘉敷喜代子委員 騒音の話が出ましたが、水を近くの牧港川のほうにも排出している状況ですが、そのあたりの環境の問題も出てくると思うんです。それはどうでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 有限会社盛重機土木に隣接した別の業者がありまして、砂、赤土を販売している業者です。その方は収集運搬業を持っておりまして、その保管場所としても持っているのですが、その赤土の保管場所から雨が降ったときに漏れているような、ビデオで確認しました。これにつきましては、以前にもそういうものがありまして、県中央保健所のほうで何度か調査し、直近になりますと平成19年に2回、県中央保健所のほうでその現場に行きまして、土置き場のシートをちゃんとするようにとか、のり面の吹きつけ、ブロック等での囲いで川に赤土が流出しないように等々の指導をしているということです。昨日も私どもの担当課職員が行きまして、境界ブロックに隙間があることを確認しているものですから、ちゃんとそういうものの対策をするようにと指導をしてきたという報告を受けております。

○渡嘉敷喜代子委員 この牧港川から取水もしているようですが、そのあたりはどうなんですか。

○友利弘一環境企画統括監 一応、何度か現場へ行っておりますが、その点は確認されていないです。

○渡嘉敷喜代子委員 植栽もしているから環境にはしっかりとという認識があるということで、友利環境企画統括監はとても甘い判断の仕方をしているのですが、本当に現場へ行って時間内にちゃんと調査をするなり、そのあたりをしっかりとやって改善するように頑張っていたいただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 陳情第72号、陳情第100号、陳情第117号、陳情第136号、陳情第149号はすべて産業廃棄物の陳情なんですね。処理概要を見ているのですが、多分こういう陳情がこれから頻繁に出てくる可能性があると思うんです。こういう御時世ですから、環境に対して非常に敏感になっているのが住民の方々ですし、当然に担当部局としては、いろんな方策も含めてやっていると思いますが。本来であれば1件、1件確認したいのですが、全体として処理概要をやっているのですが、知念文化環境部長、この産業廃棄物の問題ですが、まずこの件の所見をお伺いしたいのですが。

○知念建次文化環境部長 産業廃棄物につきましては、こういう陳情が来ていることも含めて、その前段として廃棄物をどう処理するかということ自体が非常に逼迫している状態です。残余容量が今現在でもあと三、四年。それをリサイクルすることによって延命策をとっている状態で。確かに去年も残余容量はあと三、四年という話をしたかと思いますが、その四、五年の残余容量をいかに延命させるかということが、今とり得るリサイクル化を推進していかないといけない状態なんです。そうしていれば廃棄物の処理については、長期的に見れば非常に逼迫している状態で困っている状況があります。もう一方で、ここにあります株式会社沖広産業の関連、株式会社倉敷環境の関連であります。民間で産業廃棄物の処理の許可を得ようとする、あるいは継続して新たな施設に置きかえようとするときには、非常に住民の意識といいますか、県民の方々

の意識が高揚しておりまして、反対の意思が表明されている状態があるものですから、我々自身、公共関与という形で名護市、本部町、浦添市を3候補地として県が関与してから進めようとやっているのですが、県が関与して産業廃棄物の最終処分場を設置しようとする動きに関しても、正直言ってなかなか前に進みにくいという状況にあるということが一つ事実としてあります。もう一つは維持、管理の問題です。確かに有限会社盛重機土木のことに関しましても、我々としては目に見えることについてはやってきたつもりではありますが、この間DVDを見せられますとやはり守られていなかったんだという認識をせざるを得ないので、先ほども答弁しましたが、これは改めて指導の仕方をもう一回考え直さないといけないということは検討しているところです。そういうのも含めて、産業廃棄物の処分場を掌握することは、いかに今後に向けてどう整備を図っていくかということと、もう一方でどういう形で維持、管理をきちんとさせるかということが非常に大きな問題として現にありますし、これからも引き続き大きな問題として残っていきますので、これについてはきちんと考えざるを得ないというのが、我々の中にあるという認識は持っております。

○佐喜真淳委員 本当にそうだと思うんですね。個別に確認させていただきたいのですが、まず継続になっている陳情第72号の処理方針の中で、廃棄物処理法に基づき適切に対処してまいりたいと書いています。陳情者も環境問題に対して非常に敏感になりながらも、処理方針としてはそういう法律に基づいてやると。先ほど言った陳情第100号、陳情第117号、陳情第136号、陳情第149号もそういう処理方針になっていますが、県の立場としてこれは県がやるべきことなのか、あるいは市町村がやるべきことなのか、しっかりとした対応は市町村がやるべきなのか、県なのか、保健所なのか、あるいは3者が一緒になってやるものなのか、よくわからないのですが、どうなっていますか。

○知念建次文化環境部長 結論から言いますと、3者が同様の認識を持ってやらないといけない。保健所は県と一緒にですので、当然に保健所に我々本庁とは常に連携をとり、連絡をとって基本的には現場へ行くのは保健所に頼み込まないと、本庁の職員が県下全現場に出向くというのは物理的に無理ですので、それぞれの保健所に担当がいますので、そこを一義的に現場対応していただいて、常に連携をとってやっているというのが、保健所と県の間です。市町村はといいますと、市町村も不法投棄などについては市町村の同じ廃棄物行政をやる中での連携がひとつ必要であるということと。もう一つは、例えば土地利用、都市計画の絡み、ここでいう騒音の絡み、基本的には市町村行政の範疇に入る部

分で、廃棄物行政と関連する部分がございます。騒音規制というのは、市町村が騒音規制の地域指定について動いてもらわないといけないものですから、そういうところの連携も必要です。そういう意味で、3者が連携をとった上で対処する必要があるということです。

○佐喜真淳委員 3者が連携をとってやるという話ですが、今、私が言った5つの陳情に関しては、中身は若干違うにしても大枠は環境問題である産業廃棄物だと思います。聞きたいのは、3者が連携をとってやって、処理方針がこのような形になっていると思いますが、一方では陳情者がいるわけですから、陳情者がその処理方針を納得済みとして考えていいのか。要するに、これで問題は解決したということなのか。個別に聞いてもいいのですが、全体的にどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 例えば陳情第72号でいきますと、クロルデンの問題がございます。これについては、まだ解決しておりませんし、9月定例会にも御説明したかと思いますが、土壌をサンプリングしまして、部局は違いますが衛生環境研究所のほうに土壌分析をお願いしております。これが少し時間がかかっていて、そういう結果によってもう一度住民の方々と話し合わないといけないという認識はあります。今現在において、クロルデンが出たこと自体がおかしいのではないかという言いぶりも確かに陳情者からはありますので、その辺については必ずしもこの処理方針について、陳情者の方々が100%了解していることにはなっていないと思います。

○佐喜真淳委員 冒頭で言っていた、こういう環境問題というのは今後さらに出てくる可能性があると思うんですね。総論は賛成でも各論になったら反対が出てきて、廃棄物処理場を設けたいとしても、なかなか地元がイエスと言ってくれないという問題が出てくるとは思います。こういうものは条例とかで縛りをつけることも対策としてできるのですか。先ほど言った、問題解決に向けて3者が連携をとってやらないといけないと。見ていると、法律に基づいて厳正に対処していきたいというのが陳情第136号の処理方針なんですね。陳情第149号においても廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき厳正に対応していきたくて、法律に基づいてやっていくという当然のことだと思いますが、こういう問題で必ずまた出てくる可能性がある。県としては、生活環境保全条例を今回提案して、12月定例会で可決されるかわかりませんが、もっと一歩踏み込んでこういうものに関して、これから研究することが必要かどうかも含めてどう

ですか。

○知念建次文化環境部長 ここで廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきという書き方をしている分につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は羈束裁量になっておりまして、ある面そういう産業廃棄物の適正維持、適正許可を法律で定めるには、全国一律での許可基準、維持管理基準でもってやりますというのが廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基本的な考え方なんです。それは各地域によって、許可基準が、縛りが緩くなるというのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ではそういう考え方ではなく、どこに持っていても同じ許可基準で審査しなさい、維持管理の基準はこうしなさい、処理基準はこうしなさいという形の決め方をされているものですから、それで廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきという入れ方をしているわけです。もう一つに粉じんなどというのは、おっしゃるように大気汚染防止法であり、騒音規制法などの関連もあって、規制できる部分もあるのですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのはそういう性格があるということ。もう一つは、指導要綱を同じ法体系の中でこうであるが条例の中でそれを緩やかにしたり、補足したりというのは、法の性格上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律については無理ですので、それを条例、指導要綱という形で実はつくって、9月4日に指導要綱の決裁が終わって、今は周知期間であり、4月1日から指導要綱を適用させようということ各市町村に周知を回しているところです。その指導要綱で、産業廃棄物処分場を許可申請するときには地域住民の意見をきちんと聞きなさいとかを指導要綱の中に入れて、事前に調整できる分については調整できないかということ、4月1日から指導要綱のもとにやっっていこうかという考え方です。

○佐喜真淳委員 環境というのは、これからの時代は住民が敏感に反応するものですし、やはり進んで解決するためには、皆さんがアクションを起こすというのも大変重要です。先ほど午前中に陳情者である参考人が来ていたのですが、皆さんの思っていることと地域住民の方々の思いは物すごく開きがあると思います。その開きをいかに埋めていくかというのは、先ほど言った3者が連携をとってやらない限り、こういう陳情というのは解決が難しいだろうし、ましてや住民の方々が納得できるような回答は難しいと思います。参考人の方々というのは、行政に対して若干不満があるようなことがございまして、これは保健所、地域の市町村、あるいは県に言えると思いますから、ぜひもう少し親切、丁寧にしっかりと調査、分析しながら対応していただきたいと思いま

す。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 陳情第136号からいきます。陳情者の皆さんは、騒音、粉じん、振動、そして牧港川への赤土の汚染を含めてひどいということですが、県は独自にその問題について調査をされましたか。やったとしたら何回どのよう
にやってきたのか、その結果はどうだったのかお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 粉じん、騒音の調査をしたかということですが、先ほど渡嘉敷委員の質疑にもお答えしたのですが、測定はしておりません。したがって、騒音につきましても陳情者のほうから騒音問題とありますので、住居のほうで浦添市と共に協力して測定ができないかということで協議しているところ
です。粉じんにつきましても、どういう状況か、衛生環境研究所のほうとも相談しながら対応していきたいと思っております。振動につきましても調査はしておりません。これにつきましても、陳情者の状況も踏まえて浦添市と協議したいと思
っております。赤土につきましても、先ほど説明したとおり、県中央保健所のほうが現場に行きま
して確認しておりますし、流出防止策について指導しておりますので、今後とも県中央保健所のほうで現場に行
って確認しながら指導してまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 例えば現場へ行って、赤土防止の指導をされたということですが、実際は河川の汚染についてどれだけの流出があるとか、やはりきちんと科学的な調査に基づいて、それ以下に抑えなければならないとか、数値を示して指導すべきだと思
うんです。住民の皆さんは大変だと言っているけれども、実際の調査そのものもやっていないと。粉じんというの
も調査してないということですが、どうして散水をさせているのですか。粉じんが出ているというのは目視
できる状況というのはビデオでも明らかにわかるわけですね。そういう意味では、対応について住民の皆
さんがそういう施設が身近にあるという許容の範囲を超えている。そこについてもっと厳格に、どこま
でだったらこの業者に指導して抑えるとか、そこら辺の数値といいますか、こういう居住地において
はどこまでだったら認められるとか、それは住民との話し合いのもとで抑えていく努力をしなければ、こ
ういう施設はなくなってほしいという声にも変わりかねないわけです。でも、リサイクルで建物解体での破
砕の仕事というの

は、皆さんは必要な仕事だと見ているわけです。こういうものがわからないとすべて廃棄物にすれば、廃棄物処理場の問題でパンクすると。そういう意味では、中間処理施設の問題に対して基準を設けて、もっと前向きに積極的に施策を展開すべきだと思いますが、それについてお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 粉じんの調査につきましては、先ほどの答弁で足りなかったことがあります。実はことし7月17日に県中央保健所が隣接しております安川団地のほうで説明会を持ってあります。この説明を持ったというのは、以前に粉じん、振動があったと団地からありまして、説明会を持ったということです。県中央保健所のほうでもそういう被害があるのかというのは承知していると。その説明会の中において、今後、粉じんや振動の被害が発生するような状況があれば、その話を聞かせてほしいというのも県中央保健所のほうから説明会の中で申し入れているのですが、その後団地自治会のほうから何ら何もないということです。先ほど申し上げましたとおり、浦添市と連携をとって、調査の必要があれば実施するというところで検討していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 11月定例会に向けての陳情者の対応について、9月18日に陳情を出した後に県の方針で対策がとられていないという中には、明らかに散水をするという指導をしたけれども、それは一時期であって、今なされているかどうかという。約束したことが守られて、改善のために常時やられているかどうかという監視の部分が弱いと指摘しているんです。そこら辺について、もっとしっかり取り組んでいただきたいというのと、もう一つは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて厳正に処理して、対処していきたいということは、何をどのようにするという意味なのでしょうか。処理方針を具体的にお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 これにつきましては、みずから廃棄物の処理をしているということで。しかしながら処理につきましては法律の処理基準が適用されますと2つばかり申し上げました。飛散、流出の防止だとか終始騒音が生じないような処置を講ずること。そのような処理基準に違反した場合に、法に照らして処分されますと説明しました。そういう意味で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて指導し、その処理基準が守られていない場合は、必要な措置、改善命令等行政処分をしていきたいということです。

○西銘純恵委員 いずれにしても調査されていませんので、基準を超えているかどうか、そのものも県はつかんでいないということですから、迅速に、早急にこの点からやるべきだと思います。もう一つは、このリサイクル産業廃棄物の処理について許可を得てないと。その場所が資材置き場として始まったと先ほどおっしゃっていたのですが、その経緯についてですが。当初に面積が3倍に膨れ上がっていると、この処分場自体がですね。そして出入りするトラックなども事業量がふえているということをしているわけです。そういうものも含めて、ここの土地利用そのものについて許可も何もいらなところなのか、それともどういう土地利用ということでこの事業をやっているのかという根拠を示してほしいと思います。

○友利弘一環境企画統括監 まず有限会社盛重機土木の企業概要について御説明いたしますが、住所は那覇市首里にありまして、高架橋の下につきましては資材置き場として利用していると。事業概要を見ますと、この業者につきましては土木工事業、建築工事業、舗装工事業をやっております。一方で、産業廃棄物の収集運搬業といったものの許可も持っているのですが、この事業所につきましては、事業場の所在地としては西原町を所在地としているというところなんです。なお、この業者の高架橋の下につきましては、自社が請け負った解体工事で発生する瓦れき等を処分するということで、平成18年度に資材置き場の面積は若干拡大してきたという背景にあるようで、そのときから騒音、粉じん等の苦情が出てきたと。それを受けまして、これまで御説明しましたように県中央保健所におきまして、数回にわたる指導、資材置き場内に置かれている廃棄物を適正に早目に処理することとか、作業時間の問題等についても指導してきたという背景です。

○西銘純恵委員 自社の請け負う建築工事の解体をしたときの瓦れきの処分を行うのは資材置き場だという説明ですが、例えばほかの建築業者が解体したものは、この会社は破碎できないということですよ。この会社がやるどころだけということですよ。

○友利弘一環境企画統括監 この業者につきましては、平成18年の資材置き場の拡大があります。その以前には、ほかのところも請けていたというのがありまして、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に該当しますということで、県中央保健所のほうで指導しました。それ以降はみずからの物しか処分していないという背景です。

○西銘純恵委員　そうしますと私はいよいよをもって、今、建設業の不況ですよ、自社の請け負っている会社が解体した瓦れきを処分しているということであればそうなのか、それを超えてやっていないかの調査も含めて厳正にやるべきだと思います。

○友利弘一環境企画統括監　これにつきましては、数度も保健所のほうも現場に入っておりますし、そういう意味では現場で確認しながら、また聞き取りしながら監視、指導をしていきたいというのが私どもの方針であります。

○西銘純恵委員　いずれにしましても、最初に言いました住民の皆さんがそういう施設は必要だと、県民だれでも施設そのものをノーとは言わないと思います。でも、やはり居住している皆さんの許容範囲を超えているという、そして山もどんどん緑がなくなって行って、地元の皆さんが言えば産業廃棄物処理場にどんどん広がっていくと。今の状況では、この山の部分は2年前に比べて拡大されているんです、この作業場に。どこまで拡大がやられるのか、可能なのか、認められるのかをお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監　現在の資材置き場ですが、自社の土地もありますが、大体が借地ということがありまして、拡大するには借地で別の同意も得なければならないということがあります。安川団地のほうはがけになっておりますし、下のほうは別の大平産業もありますし、状況的にはどうなのかという気はします。

○西銘純恵委員　状況的にはということではなく、自由にできるという法の規制がないということであれば、業者はもうかるということになれば、もっと拡大されていくおそれがあるわけです。そういう意味では、もう少し業者とそこでそういう事業をやっているということであれば、住民の皆さんとそういう被害を出さないようにと、県がかかわって事業規模についても許容できる範囲を住民の皆さんと接点を持って、積極的に県がかかわってまとめていく必要があるんじゃないでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監　何度も申し上げますとおり、私どもも現場に行きまして、そういう適正な処理について十分に指導、もしくは住民の意見も聞きながら対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 次に、8ページの陳情第149号ですが、これは住民の皆さんの参考人招致も求めたのですが、県が9月定例会以降、地元の皆さんといろいろとやっていると聞きまして、その後の経過についてお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 11月27日に住民への説明会を持ちまして、西原町徳佐田地区の方23名、それと浦西団地の方2名が参加いたしまして、事業者も出まして事業者のほうからの説明、それから県の説明をしてきました。

○西銘純恵委員 ここも全く同じ浦添市内になる事業所なんですね。中間処理施設で、やはり事業が拡大されてきている。そして粉じん、振動という同じような被害、赤土は言っておりましたが、似たような被害は出てきていますよね。同じような対処が必要だと思いますので、この粉じんの冬の調査はやるということではおりましたが、どれだけの地点にどれだけの調査を何日かけてやることになったのか。

○友利弘一環境企画統括監 今、西銘委員がおっしゃいましたように、説明会の中で住民のほうから細かい微粒子の測定をしてもらいたいというのもありました。SPM-浮遊粒子状物質というのですが、その調査もするというところで、粉じんの調査、降下ばいじん、SPMにつきましては、降下ばいじんについては12月9日から2週間、SPM-いわゆる浮遊粒子状物質につきましては、12月中旬で。測定場所は降下ばいじんが事業所周辺が2カ所、徳佐田地区が9カ所、浦西団地が3カ所、浮遊粒子状物質については徳佐田地区が1カ所で、実施機関は衛生環境研究所、中央保健所も含めて県の機関で実施するかと考えております。騒音についても、浦西団地につきましては夏にやっているのですが、12月5日から11日に既に浦西団地は実施しております。徳佐田地区につきましては、12月中旬から実施する予定をしております。測定場所は、浦西団地が1カ所、徳佐田地区が1カ所と考えております。

○西銘純恵委員 いずれにしても、住民の皆さんから出され、実際にそういう被害があると言われていることについて調査をする。そして、その調査結果に基づいて業者とどうするというのを丁寧にやっていって、その結果どうなるのかというのは後の話ですが、そういうこともなかなかないというところをやはり反省していただきたいと思います。この環境問題ですが、皆さんの沖縄県環境基本計画の概要版の中でも、相当な廃棄物の現況、展開があり

まして、ある意味では机上の文章かと思うような中身なんです。本当に、課題として皆さんが書いてあるようにごみ処理施設、資源化施設、そして最終処分場など廃棄物処理施設の計画的な整備というものについて、離島も含めた中で将来、廃棄物がどうなるかという計画、試算を出した上で、どこにどういう施設が必要になるだろうか。では、そこにどうするかということを経が主体的に計画を前もって立てていないというところに、民間が先に、先にということでやって行って住民とのトラブルが出ているというのが、本当はこの問題の根底にあるのではないかと思うんです。これは急いで県自身の先導的な施策、計画を立てるとするのが大もとにあるのではないかと指摘したいと思います。

次に、9ページの陳情第161号、10ページの陳情第162号ですが、先ほど比嘉委員の質疑の中でNPO法人の消費者相談センターが受けた相談は9700件余りあるということで、相談員が11名ということですが、1月800件というのは、1人当たり月80件の相談なんですよ。通常は任務過重というのは、だれが見てもわかるんです。それでお尋ねしたいのですが、相談員の11名の雇用形態はどのようになっているのでしょうか。また専門性、司法書士の資格を持った方もいるのか、1万件近い相談を解決するための手だてというののどのようになっているのか。また相談の中身についても、例えば振り込め詐欺の問題、そして多重債務の問題とか、そういう相談のふり分けがきちんと把握されているのかどうか。要するに消費者相談というのは、相談を受けて解決までというのが大事なところなんですよ。その現状はどうなっているのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 相談件数は9000件余りありますが、平成19年度の苦情の多いワーストで申し上げますと、サラ金、フリーローン関係が1708件、そして電話情報提供サービス関係が1153件、賃貸アパート、マンション関係が374件という種別で、相談の内容が分かれています。1件当たりの相談に係る時間というのは個々によって違いますので、その日のうちで解決できるものはなかなかないと思います。やはり相談されて、その解決、またはどちらかは県の関係課に紹介することも多々ございますので、1件当たりの時間がどれぐらいかかるかというのは調査しておりません。それと相談員は、先ほども申し上げたとおり資格、国民生活センターが認定しております消費生活専門相談員、または日本産業協会が認定しております消費生活アドバイザー、日本消費者協会が認定しております消費生活コンサルタントという3つの資格のどちらか1つを持っている方が相談員となっております。先ほどお話があった弁護士の資格がある方とか、そういう方ではございません。ただ、弁護士、司法書士については隔月ごとに専門の方に来ていただいて、相談に対応していただいている状

況です。

○西銘純恵委員 雇用形態をお尋ねしたのは、1人の方で何年ぐらい勤められるのか。そして勤務の継続、業務の蓄積、専門性を高めるということでお尋ねするのですが、その方の報酬は平均どれぐらいのものでしょうか。正規雇用でしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 平成18年度からNPO法人が立ち上がりまして、そちらに業務委託しておりますが、平成17年度までは県の嘱託員ということで、報酬ということで金額は規則で決められております報酬額を支給しております。そして今はNPO法人の内部規則のほうで勤務形態などが定められております。

○西銘純恵委員 どのようになっていますか。

○譜久山典子県民生活課長 勤務年数は、NPO法人のほうでもその方々の報酬については勤務年数に応じて幾らという定めはございます。そして、そのNPO法人にいる相談員の方は、以前は県の嘱託員をされている方がほとんどです。皆さんは大体10年余りの経験をお持ちの方と聞いております。

○西銘純恵委員 陳情者が消費者相談は複雑、多様化していると。そして被害額も高額になっている状況から、結局は財政的な手当てなんですよ。今の1万件を11名がやっているというのは、まず処理能力からいっても簡単にいかない数を抱えています。ですから、その体制をきちんとやって、そしてそもそも予算措置がなければということを確認にされていますので、その立場でやっていただきたい。陳情第162号の最後の陳情要旨に体制、人員、予算を抜本的に拡充、強化するための財政措置についてという要望があるのですが、これについてはどうでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 もちろん県のほうでもその消費者の皆さんの意識も変わってきているということで、そういう意味での相談件数も随分複雑になってきている状況であります。そして国のほうに対しては、全国知事会、九州地方知事会を通して、各県とあわせて要請を行っております。

○西銘純恵委員 消費者行政の強化のために、そして被害を受けない、予防も

含めて強化していただきたいと要望いたします。

最後に、15ページの陳情第201号の2を一、二点お尋ねさせてください。処理方針の中で900メートル先に水温が1度上昇すると書いてありました。答弁の中や一般質問の中でもあったのですが、当たっていますか。水温の1度上昇域は放水口から約900メートルとなっていますが、この900メートルのところで1度上昇するというのは、どこのだれが調査をして、そういう数字を出したのでしょうか。

○下地寛環境政策課長 水理模型実験というのをやっておりますが、それで900メートルというのを推測しておりますが、実験を行ったのは財団法人電力中央研究所と財団法人海洋生物環境研究所、全国漁業協同組合連合会の指導。訂正いたします。沖縄電力株式会社が、財団法人電力中央研究所の指導を受けて水理模型によってシミュレーション実験をしたということです。

○西銘純恵委員 この事業を進めていく会社が、それも財団法人電力中央研究所で電力を誘致していく、この事業を進めていく財団法人電力中央研究所の指導を受けてということですが、これは客観性をとるために本当は県としては第三者機関、そういう業者ではないところにも出させないといけないと思いますが、それはどうなんですか。

○下地寛環境政策課長 このシミュレーションは基本的に、環境アセスメントの手続の中で予測の一環としてやっているわけです。環境アセスメントの調査は、基本的に事業者が行うということになっておりますので、それを県のアセスメント審査会の中にも、こういった水理模型のシミュレーションの専門の先生方もいますので、そういった先生方がしっかり、ある意味で客観的に審査をして予測の範囲内で、例えば温排水の広がりや量は妥当であろうという判断をしているということです。

○西銘純恵委員 環境アセスメントの中で第三者も入るようなことをおっしゃいますが、実際はこの財団法人海洋生物環境研究所より専門の秀でている方がこの環境アセスメントの評価委員の中にいたのですか。

○下地寛環境政策課長 大気、水関係の拡散モデル専門解析の先生、琉球大学の先生ですが、その方がいらっしゃいます。

○西銘純恵委員 お名前をお願いします。

○下地寛環境政策課長 海域でしたら津嘉山会長、大気関係でしたら堤先生と
いった方たちがいらっしゃいます。

○西銘純恵委員 私は1度の海水温上昇のことを聞いておりますので、これは
海域は津嘉山先生が専門という意味ですか。

○下地寛環境政策課長 専門というのは、拡散の計算式が妥当かどうかという
のを判断するという意味で、審査会の先生方は、海域工学を専門としている津
嘉山先生が専門家として見ているという意味です。

○西銘純恵委員 そうしますと沖縄電力株式会社が調査をして、900メートル
放水口を出せばその先が1度上昇になるという結果については、専門家の先生
の意見も聞いたので間違いはないという判断をされたということですか。

○下地寛環境政策課長 もちろん調査結果を環境アセスメントの図書の中にき
ちんと書いておりますので、式の立て方やモデル実験のやり方なども全部図書
の中に入っておりますので、それを審査した上で妥当な予測と判断されたとい
うことです。

○西銘純恵委員 環境アセスメントの方法についても、いろいろと詳細調査を
すれば漁業者の皆さんから問題が出るということも、そういう事案が出てくる
ものですから、それについても根拠があるのかなということの一つ疑義を申し
立てておきます。そして、海水温が1度上昇するということが、どのような海
洋生物に影響を与えるのかというところで、この中城湾の影響を受ける海域に
住んでいる生物、植物関係をみんな挙げてもらえますか。どのようなものが生
息しているのでしょうか。

○下地寛環境政策課長 生物の一つ一つは、例えば放水口で7度の上昇という
設定ですが、最高で7度の温度が上昇することによって、どの生物がどうい
う影響を受けるかというのは正確にわかっておりません。ただ、全般的に7度
の温度上昇によって、そこのプランクトンなどが死滅するというの一般的には
言われておりません。

○西銘純恵委員　そこに生息している海洋生物について、詳細を把握していないと言われたのですが、やはり沖縄の環境をきちんと守っていく。そして事業をするにしてもどうなのかということ厳しく見る立場にないと思います。実際は漁業者の皆さんが、プランクトンは7度では死滅しないというのですが、では8度になったらどうですか。7度の海水温を保っているのですか。物によっては、平均値がそうかもしれないし、いろいろ推測をすれば重要な部分があるわけです。ですから、この海域に何がすんでいますかといっても、答えることができないということについて、これで県として漁業者の皆さんに説得力を持って、ここに電力施設を認めるといえるのでしょうか。

○下地寛環境政策課長　温度の上昇は基本的に取水口から降水口に至るまでの過程の中で7度以上にならないというのが、基本的な発電所の設計です。ですから、7度以下に抑えるというのが基本となっております。その中で100%生物が死なないということはないと思いますが、7度という温度の範囲の中では大きな影響はないというのが、環境アセスメントの審査の中での判断であります。

○西銘純恵委員　そうしますと7度以下であればプランクトンでも死滅しないと言われたのですが、どういう数え方をするかわかりませんが、1つも死なないのですか。どれだけのプランクトンがいる中で、この温度で割合的にどれだけがだめになるだろうとか、そういう細かいところまで知りたいです。調査されていますか。

○下地寛環境政策課長　当然に温度の影響だけではなく、取水、放水、流速もありますので、当然管に衝突するとかで死ぬのもあるかもしれませんが、基本的にそういったものは数えられませんので、先ほども申しましたように環境保全協定の中で、稼働する前から我々が想定しているのでは1年前から放水口周辺で調査をさせて、そして稼働後も何年間かはその影響がないというのがある程度把握できるまでと想定していますが、その間調査をすると想定しますので、その中でしっかり影響がどう出ているかがわかるといいますから、影響があればしっかり措置をさせると考えております。

○西銘純恵委員　今の答弁はおかしいですね。陳情者の皆さんは、この環境保全協定を締結していった、それから調査させていくといっているのですが、皆さんは協定を結ぶかどうかの判断として、1の周年で定めたポイントの潮流

及び海水温度を調べてもらいたいなど3つの要望を出しているわけでしょう。水質のサンプリング調査を行うこと、そして最後に海洋生物の生態状況を調査すること、こういうことをやって、なおかつ、結論として大丈夫ですよということであれば締結しましょうというのが皆さんの意見なんですよ。でも、これから調査しますと言っておりますので、逆ではないですか。

○下地寛環境政策課長　ここで答えているのは、これから環境保全協定を締結して、しっかり調査をさせて、問題が起きた場合にはちゃんと指導していくということを処理方針に書いているつもりです。

○西銘純恵委員　調査というのは、陳情者が求めている3点ではないのですか、別ですか。

○下地寛環境政策課長　陳情者が求めている3件の調査については、その調査をするということを一細かいのは後で決めますが、その三者で協定の中に盛り込んでいくというのが処理方針です。

○西銘純恵委員　そうですよね。皆さんは、そうじゃないんです。きちんとこの調査の結果を見た上で判断したいということなんです、理解していますか。

○赤嶺昇委員長　休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員の質疑に対して執行部が補足説明する。)

○赤嶺昇委員長　再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　環境アセスメントの詳細についても委員の皆さんにも提供をいただきたいと思います。先ほど海域の生物類について例としても挙げてもらえなくて、どんな魚がいるとか、そういうこともなかったものですから、全くこの海域の状況がわからないままであります。そして結局は、環境アセスメントの専門の先生がいると言われたのですが、沖縄電力株式会社が調査をしたというものに関して、追認なんです。例えば、第三者に投げて、こういう調査をしてほしいということで、業者にもよらない、第三者の専門的な機関にやったときにどういう結果が出たというのも本当はとるべきだと思います。これはま

だ期間がありますから、県としてとったらいかがでしょうか。漁民の皆さんのそういう危惧だということを考えているのであれば、余計にそういう調査をしっかりとやれば払拭できるわけです、いかがでしょうか。

○**下地寛環境政策課長** 先ほど、生物の名前も教えてもらえないということについては、生物はたくさんわかります。ただ先ほど聞かれたのは、7度で影響を受ける生物はどういう生物がいるかとお聞きになったので、そういうのはわからないとお話ししたのです。それと調査については、今後、事業者でやるというのは基本的な姿勢ですので、もちろん海洋調査というのは沖縄電力株式会社自体がやるわけではなく、環境アセスメントもそうですが、すべて県内外に環境を調査する専門家による会社が調査を実施しておりますので、これは客観的にちゃんとした認定を受けた調査会社がやっているというところですよ。それから魚等のデータについては提供できると思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○**上原章委員** 陳情第136号ですが、きょう午前中に参考人から話を聞いて、先ほど当局のいろんな説明を受けて、改めて認識し、きょうの話を聞いてこの事業所は非常に悪質なのかという感をしております。それでこの地域の方々から最初に行政へ苦情、相談が来たのはいつですか。

○**友利弘一環境企画統括監** 1月9日に陳情者からそういう陳述があったということですよ。

○**上原章委員** ことしの1月ですか。

○**友利弘一環境企画統括監** 平成19年ですよ。平成19年1月9日に陳情者がまいりまして、その昨年の夏ごろから急に稼働がふえて拡大し、深夜から明け方まで廃棄物を破砕していて、騒音がひどいという陳述がありまして、これを受けて平成19年1月11日に行った後に中央保健所のほうが現場に立ち入りをし、さらにこの事業者の代表者を呼び、指導を行っているよ。その間、県中央保健所が立ち入りしているということですよ。

○**上原章委員** 今回の陳情に一再三の行政指導に反する不誠実な事業所に対す

る行政の指導、管理を徹底しという陳情ですが、この再三の行政指導は皆さんはこれまで何回やっているわけですか。

○友利弘一環境企画統括監 監視指導につきましては、平成19年度が7回、平成20年度が13回です。

○上原章委員 今回、また正式な陳情で出されているわけですが、先ほどの説明では騒音、粉じん、振動等の調査はほとんどしてないという中で、この処理方針は平成19年以降指導を行い、現在は夜間、早朝、休日の稼働について改善が図られている。粉じん対策として散水車等による散水が実施されているという形で、これは明らかにこの表現はおかしいのではないかと思います。どうですか。

○友利弘一環境企画統括監 まず作業時間ではありますが、夜間についてはしてないと聞いておりますし、日中はどうかということですが、法律上時間が何時から何時までというのはないのですが、私どもの行政指導として、午前8時から午後6時までと指導しまして、業者のほうも納得いただいたと私どもは理解しております。また、休日につきましては、作業は中止というのともあわせて指導しているのですが、先ほどのビデオの中では日曜日もあったということで、お互いの信頼関係上の指導がまだかなということ、これにつきましてはさらなる指導強化が必要かと考えております。

○上原章委員 この陳情は9月18日に出ているわけです。それに対して、皆さんは処理方針を出すわけですが。その9月に現場は守られていませんという陳情であるわけですから、それに対して皆さんは守られているよと。それは指導で相手を信用して処理方針を出すのか、しっかり現場確認をして、ちゃんと守られていますとって普通処理方針は書くわけでしょう。それをただ相手のやりますというのを信じて処理方針を書けるものなんですか。先ほど調査していませんと言っていたわけですね。

○友利弘一環境企画統括監 まず処理方針につきましては、この中で休日の稼働については改善が図られ、粉じんに対しては散水が実施されております。これにつきましても言いましたとおり、日曜日のビデオで確認されましたので、その後はないのかなということを感じております。しかし、その後の9月以降確認したとおり10月の22日、27日、11月に入りましても3回、12月に入って1

日、中には浦添市も一緒に行きまして、強く指導している状況がございます。私どもとしては、回数をふやしまして、それに騒音規制につきましてはも、先ほどから申し上げておりますように、浦添市とも協議しましてそういうものを実施していきたいと考えております。

○上原章委員 先ほどから友利環境企画統括監は、今後しっかりやっていきたいという話は、私もよしとしたいのですが、要するにことし4月17日に安川団地自治会で臨時総会を行ったと。そこに県の担当も、浦添市の担当も来ていただいて、先ほど西銘委員からも本来ここでやっていい廃棄物、それ以外の物も持ち込まれているのではないかと、そういうやりとりがその場でもあったそうです。きょうの参考人もその場にいたそうですので、その話を聞きました。そこで県のほうの説明に一切そのような確認調査は行っていませんと。そして、土曜日、祝祭日の現場確認も行っておりませんと。先ほどの説明でも土曜日、日曜日は公務員は仕事はできませんと失笑を買っていたという話もしていました。この陳情は、土曜日、日曜日、祝祭日、または深夜等の朝8時から夕方6時までの約束が守られていないと。2年間、やりますと言いながら、結局はそれを守らないわけですが、皆さんは先ほどから監視をしっかりやっていきたいという話ですが、これは実際に土曜日、日曜日、夜間とか、この監視というのはどなたがやるのですか。これまでどなたがやってきたのですか。

○友利弘一環境企画統括監 土曜日、日曜日はやっていないのですが、必要に応じて、実際に行くのは保健所なのですが、もちろん担当職員が日曜日等の確認も必要かと。毎週というわけにはいかないのですが、そういうものはよろしいかなと思っております。

○上原章委員 その臨時総会で地元の方々への説明会で中央保健所の方が、土曜日、祝祭日は行けませんと明言しているわけですよ。それを本庁がしっかりと事実確認をしていただいて、この人たちは24時間、毎日そういった被害をこうむっているわけですから。確かに先ほどおっしゃったように毎週行けるわけではありませぬので、だからとってこの検証というのは、しっかりやらないと処理方針にも信憑性がないと思っております。それで2年間にわたって守りますと言いながら守らない、むしろひどくなっている。こういった行政指導を再三やる中で、明らかに守っていない場合は、次の行政としての対応は何があるのですか。

○友利弘一環境企画統括監 自社処分ということで、産業廃棄物の収集運搬業の許可をしているのですが、そういう業者につきましても廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理基準が適用されますと御説明を申し上げました。申し上げましたとおり、まず一つ目が産業廃棄物から飛散し、流出しないように。二点目が、その処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活保全上の支障が生じないように必要な処置を講ずるとというのが処理基準であります。著しく適正に処理が行われていないという、処理基準に適合しないということになりますと産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で行政処分が設けられておりました。改善命令によってほかの処分等の方法の変更や必要な措置を命じる。また、処理基準に適合しないような生活保全上の支障が生じていると認められる場合は阻止命令という2つの処分ができますということです。

○上原章委員 私は、9月定例会の文教厚生委員会でも聞いた覚えがありますが、改善命令、それから阻止命令、ある意味では営業停止までいく場合は、何回この行政指導をやって、改善命令が出せるかとか、期間などの決まりはあるのですか。

○友利弘一環境企画統括監 特に決まりは設けておりませんが、要するに程度の問題で、周辺地域にどれぐらい生活上、身体上の影響を及ぼしているのかどうか、そういうものも一つの基準、そういうものもあろうかと思いますが、今は数値的なものはございません。

○上原章委員 ぜひ、この2年間のやりとりをしっかりと検証して、今の現状も、先ほどは騒音については浦添市と地域指定ができるのであればしっかり進めていただいて、具体的な騒音の調査もしていただいて、特に粉じん、振動は毎日のことだと思いますし、それもしっかりと調査をして、いつまでに県としては事業所に改める、ある意味では期限をつけてやる強い姿勢も必要だと思いますが、どうですか。

○知念建次文化環境部長 今、友利環境企画統括監から説明があったように、改めて監視指導の状況、体制等も含めて、保健所の職員、本庁の職員等で、もう一つは検査も含めて少し考えないといけないのかなということはDVDを見て私も感じているところです。そういうことを含めて、どれぐらいの期間で、どういう確認がとれるかも含めて、少しお時間をいただきたいと思います。今後の監視体制はきちんとやっていく認識でありますので、それで御理解願いた

いと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第100号について何点かお尋ねしたいと思います。陳情の処理方針には見受けられないものですから、陳情の1点目にある沖縄市登川、池原地区への過度の集中を避け、県内に分散、平準化となるような方策を行うとなっているのですが、県は県内に分散、平準化をさせていくという考えがございいますか。

○知念建次文化環境部長 9月定例会でも過度の集中についての議論があったかと思いますが、基本的に民間の産業廃棄物処理場の許可について、我々のほうで土地利用を規制する権限がないものですから、そういう面では誘導できる状況になっていないというのが現状です。

○仲村未央委員 許可の申請があった場合には、それを受け身として、先ほど来おっしゃるように羈束裁量であるというのは載っているのですが、集中している実態が沖縄市や読谷村など幾つかある。そういったことを踏まえて、県の関与も含めて逼迫する状況を解消するためにも、しかも一地域に過重な負担にならないように平準化をしていくという方策、考えはあるんですか。

○友利弘一環境企画統括監 廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、知念文化環境部長が答弁したとおり、土地利用に対する規制ではないので規制を設けていないのですが、これからのことになりましたが、地域住民との合意形成が一番肝心なことでありまして、そういうもろもろのものを盛り込みました県の産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱というものを策定しておりまして、その中では土地の所有者の同意を添付するようにと盛り込んでいますので、そういう意味では住宅地等に同意をとるのは難しくなるのではないかと。そういう要綱の中で生かしていけばと考えております。

○仲村未央委員 要綱がそういうようにできて、それが機能していけば、当然に沖縄市のような状況に対して、非常に住民との信頼関係が失われているところでは、同意が取りつけられにくくなるから、必ず集中ができなくなる状況にひいてはなることだと思っております。それならば余計にそのスケジュール

でいつぐらいまでにはどうしたいという、県の今の逼迫した状況をどうしていくんだという計画、スケジュールがあってしかるべきだと思いますが。先ほどの公共関与の話もありましたが、その計画やそれに対しての進捗についての方向性もお尋ねしたいと思います。

○知念建次文化環境部長 先ほど話があったように、民間レベルということで、民間の産業廃棄物処分場の許可の状況から判断すると、残余容量があと4年、ないしは5年という状況です。それをリサイクルを推進することにより延命を図っている状態で、四、五年という状況枠をそれこそ三、四年続いているという状態なのですが、それを解消するために我々が計画している大きなものとして公共関与。これを平成23年度までに稼働という計画を持っております。平成23年度までに稼働できる状況にあるかということ、それについては少なくとも1年は確実におくれているという状況ですから、ある面では産業廃棄物の最終処分場の解消策の1つとして大きなものに公共関与に何とか持っていきたい。それをできるだけ早くそれを実現できるように努力していくということが、一つの大きな計画になります。

○仲村未央委員 1年おくれているということですが、結局行き詰まっている状況の中でこういった地域の中にしわ寄せがあって、実際には業者との間でも非常にずっと緊張した関係を生んでいる。今月に沖縄市のほうでは、この株式会社倉敷環境に対して、抗議を含めた、広い意味では県の産業廃棄物処理行政に対するいろんな思いもあつての住民大会が開かれるとなっていると思いますが、その辺の状況は把握していますか。

○知念建次文化環境部長 12月20何日かにそういう大会を開くということの話は伺っております。

○仲村未央委員 陳情が出されている中で、今回地域の住民の皆さんが住民大会を開くということに関して、責任ある立場ということも含め感じているのか、知念文化環境部長の所感を伺いたいと思います。

○知念建次文化環境部長 確かに沖縄市の株式会社倉敷環境、今回の株式会社環境ソリューションの話もあろうかと思いますが。一つに我々は法の縛りがあるということを御理解いただきたいのですが、ただ株式会社倉敷環境の新しい焼却施設については、今、環境アセスメントをやっている状況であり、その

環境アセスメントの状況も生活環境についてもきちんと調査してもらいたいということもありますし、その中である面向こうの今の現状についてどう改善するかということも含めて、事業者、沖縄市のほうにも相談してもらって、廃棄物の山の解消をすることもあわせて、いろんな方策を考えざるを得ないところなんです。かなり時間がかかるということも今の現状としてあるということです。時間をかけてでも改善をする方策を事業者、あるいは沖縄市とも協力していきながら今後やっていくという認識は十分に持っているつもりです。

○仲村未央委員 新しい焼却炉に対する環境アセスメントに反発が非常に出ているということ、その経過を見守る中で県の裁量の幅がないということで、許可を出してしまうのではないかという危機感の中で今回住民大会があるわけですね。その前提となるのは、まさに今知念文化環境部長がおっしゃるような廃棄物の山の実態があらうかと思えます。今、廃棄物の山はどれぐらいの状況にあって、どれぐらい解消されたのか。前回も何メートルということをお聞きしましたが、それからどれぐらい改善がなされていて、あと何年かかるのかということをお尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 平成18年度までの改善状況ということで、まず安定型最終処分場ですが、標高約85メートルが76メートルに改善されている。それから安定型最終処分場と管理型最終処分場の境界部分が90メートルから約70メートルまで掘り下げされていると。それと改善の一つとして、管理型最終処分場部分の擁壁を設置した。平成19年度、平成20年度の改善状況ですが、安定型最終処分場が2万7500立米を撤去したという状況です。

○仲村未央委員 平成19年度で2万7500立米ということですが、その違法状態を改善するまでに、このペースであと何年かかればこの違法状態は解消されるのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 このペースでいきますと、安定型最終処分場が4年、管理型最終処分場が27年と推定しております。

○仲村未央委員 違法状態の確認ですが、違反内容は安定型最終処分場への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入、埋立許可容量を超過した廃棄物の埋立処分の2点ですか。

○友利弘一環境企画統括監 まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反している事項として、安定型最終処分場に管理型廃棄物が混入しているというのは処理基準違反と管理基準違反に該当します。それから許可容量を超過して埋立処分をしているという違反につきましては、維持管理基準の違反になります。それと許可容量を超過している部分の廃棄物が飛散、流出するおそれがあるということで処理基準違反ということです。

○仲村未央委員 処理基準に明確に違反する事項をしっかりと把握されて、その違反の状態が改善されるためにあと27年もかかるということも含めて、今の指導方針で、行政指導の範囲で十分なんですか、今の対応は。

○友利弘一環境企画統括監 これらの違反につきましては、前回もどうしたかということで質疑されましたが、平成16年12月に中部保健所のほうが警告書を発出したしまして、その後今の状況を改善するということで事業者、県、沖縄市の三者で進行管理会議というのを設置しまして、最初は平成19年7月30日に第1回の会議をし、直近では先月の26日に会議を持ったということです。

○仲村未央委員 今まで警告書の発付もして、行政指導も恐らく何十回とやってきていると思うんですね。これ以上、踏み込むときではないですか。このままあと27年間、このペースでただ見守るといのが県のあり方なんでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 そういう違反については、私どもも認識しておりまして、そのために三者会議を沖縄市、県、事業者も入って、進行管理会議を設けているわけでありまして、できるだけ期間を短縮するように改善計画等も事業者には作成させていますので、どういう方法で早くできるのかも含めて、私どもも絶えず協議しながら進めていければと思っております。

○仲村未央委員 どういう方法でといっても、恐らく沖縄市も土地に関する賃貸の契約も解消していますし、その土地の利用の規制に関しては市町村のできる範囲のうちの誘導をかけていくというのは沖縄市がやっていくと思いますが、やはり今指導改善の計画の中でも搬入量をもっと厳密に抑えさせる。今ある分を改善させることを、まずさせるというのをもっと深刻にやらないと、今、搬入の規制も非常に甘いと思われるのですが、どうですか。

○友利弘一環境企画統括監 まず搬入する量を抑えるというのも一つの手段で

ありまして、事業者におきましても月1週間程度、年間50日は外部からの搬入はストップいたしました。内部にあるものを早目に処理することに取り組んでいると理解しております。

○仲村未央委員 月に1週間、年間50日という搬入規制をやって、あと27年間もかかるということですよ。それでいいんですかということ。今の搬入規制のあり方で、沖縄市のこの陳情に対する方針として本当に十分なんですか。

○友利弘一環境企画統括監 さらなる保健所の監視、立入調査も含めて、今申し上げておりますとおりその進行管理会議の大事さを私ども、事業者も認識していただいて、いかに早く改善させていくかを進めていきたいと思っております。

○仲村未央委員 先ほど要綱を機能させるとおっしゃっていましたが。その要綱を4月1日から持っていくということであれば、ここでいう新しい200トンの新焼却炉の申請を許可するということにならないと思うんですが、今の住民地域との状況、現場の状況、そういったことからこの指導要綱に従って県が対応した場合、こういった焼却炉は認められますか、さらなる200トンの焼却炉というのは。

○友利弘一環境企画統括監 来年4月1日から適用しようという指導要綱の中に、環境アセスメントの対象については除くという規定が盛り込まれているということでありまして、現在、株式会社倉敷環境については環境アセスメントが始まっておりますので適用されないということです。

○仲村未央委員 これは要綱が住民の調整機能として、今回のこのケースに適用されないということを住民の前で県が言ったときに、住民大会も開かれるというぐらいの状況の中で、私はますます地域の人たちの怒りがもっと大きくなるのではないかと考えるのですが、やはり要綱が4月1日以降であっても、その以前の問題を踏まえて要綱に準じた判断をしっかりと、既に環境アセスメントが走っている申請に対しても、やはり考え方を適用させていくという姿勢はございますか。

○友利弘一環境企画統括監 要綱を4月1日から適用するのですが、現在、環境アセスメントが進められていますので、環境アセスメント上生活環境に及ぼ

す影響、自然環境に及ぼす影響というのがどういうものが出てくるのか、そういうものも判断していかないといけないと思うんです。環境アセスメント中ですので、その結果も見て判断していくことになります。

○仲村未央委員 この件については最後にしますが、結局搬入規制を年間50日で悠長に27年間かかりますとおっしゃっても、やはり逼迫しているという、沖縄全体で受け入れ先がないという状況で、それ以上なかなかとめにくいという県の立場があるのではないかと私は見えるんですね。だから、過度に集中するところがなかなか改善されないまま、しかも新しい公共の関与についても進んでいないわけです。ですので、これは違う問題ではなく、一体的な問題だと思っていますので、1年おくれましたということはどうにか挽回していくぐらい、急いで産業廃棄物のあり方、県の関与をしながらつくっていくということに関しての作業を本当に急ぐべきではないかと感じるのですが、その点はいかがでしょう。

○知念建次文化環境部長 御指摘のとおりだと思います。株式会社倉敷環境についても環境アセスメントの絡みですが、要綱も環境アセスメントも住民意見を聞くことになっているものですから重複させないでということの趣旨ですので、そこを御理解願いたいと思います。株式会社倉敷環境については、環境アセスメントの手続の中で沖縄市の意見も、住民の意見も聞くことになっておりまして、その手続が進行中でありましてということは補足説明させていただきます。公共関与の話ですが、我々自身、本当に早目に1カ所に集中して決めていって、そこで事業化できるような状況を1日も早くつくりたいという非常に強い思いですが、それについては誠心誠意努力させていただきたいと思います。

○仲村未央委員 あと1点ですが、陳情第175号の2ですが、これの処理方針の中で沖縄県男女共同参画計画の後期を策定したとありますが、後期に至る前の達成状況はそれぞれどれぐらいだったのか、主に達成できたもの、そして全然できなかったものを簡潔に御説明できますか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 前期計画の場合は、施策の目標値を設定しておりませんでした。後期計画には進捗状況が把握しやすいように33の指標を設定しております。

○仲村未央委員 計画は、ただの啓蒙やスローガンとは違うと思っていました

ので、当然に計画であるからにはしかるべき達成目標があるという前提の質疑でしたので、これ以上どうも聞けないのですが、後期では明確に指標も置いて目標をつくっていると。達成度が図れるような計画になっているということで理解してよろしいでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 はい、そのとおりです。進行管理をきちんとやっていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 15ページの吉の浦火力発電所の件ですが、これは3つの陳情要請が上がっておりますが、これから三者で話し合いをして事業者に対してできるという、調査に関しては可能性があるということですよね。この中でもし温排水を海へそのまま流出させなければ調査する必要はないと思いますが、漁業協同組合の皆さんからこの温排水を出さないための意見として出ていると思いますが、冷却水の循環型を県としては提案するということはできませんか。

○下地寛環境政策課長 最初の質疑ですが、我々としては先ほどもお話ししたように、稼働前から三者で協定を結んで、事業者である株式会社沖縄電力に要望のある3項目については協定の中にしっかりと盛り込み、調査を実施させていきたいと考えております。温排水を出さないという質疑ですが、確か10電力会社が全国にあると思いますが、温排水を排出しないという発電所は現在のところ前例はありません。もし、吉の浦火力発電所の事業所の中で海水を使いませんで、真水を使って冷却するとなると1日当たり6万トンの水が必要だということで、実際は工業用水で、吉の浦火力発電所に供給できる水量が約1万8000立米ぐらいしかないということで、物理的にも非常に厳しいという状況です。もう一つは、この発電所からの温排水をとめる、規制するというのは法律上設定されていないというのが現実としてはあります。

○仲田弘毅委員 産業廃棄物も含めて処理に関しては、文化環境部は大変御苦労されているようですが、これは私たちは環境問題について絶対避けて通ることはできない大きな課題であります。例えば、文化環境部としては指導もするけれども、提案もしていく。環境に負荷がないように、こういうことをやったらどうですかとか、業者に関しては指導を徹底する。この2つをぜひ頑張っ

いただきたい。これは絶対に私たちは、島嶼県である沖縄県が避けて通ることのできない大きな事業でありますので頑張っていたいただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。
仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書15ページをお開きください。

教育委員会所管乙第6号議案沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

本議案は、青年の家及び少年自然の家を廃止し、青少年の家を設置するとともに、名護青少年の家及び糸満青少年の家の管理を指定管理者に行わせるための規定を整備する外青少年の家の管理に関して必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

その概要を御説明いたします。

第1章の総則として、第1条で青少年の家の設置、第2条で青少年の家の名称及び位置、第3条で青少年の家の業務について定めております。

続きまして、16ページをお開きください。

第2章は指定管理者による青少年の家の管理についてでございます。

第4条で名護青少年の家及び糸満青少年の家を指定管理者に管理を行わせることとし、第5条から第17条において、その業務範囲及び指定の手続等について定めております。

続きまして、19ページをお開きください。

第3章は、指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理についてでございます。

第18条から第21条で、県が直接管理する青少年の家の職員、使用料の徴収で定めるものの外必要な事項を教育委員会規則へ委任することを定めております。

なお、条例の施行期日は、平成22年4月1日とし、一部準備行為につきましては、公布の日から施行としております。

以上が、概要説明であります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの乙第6号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例についてお尋ねいたします。指定管理者による管理を第4条で定めるということですが、なぜ、指定管理者にするのでしょうか。そして、なぜ県立名護青少年の家と県立糸満青少年の家なのでしょう。

○仲村守和教育長 平成17年6月に公の施設の管理のあり方に関する基本方針を県で設定しまして、県の設置した施設につきましては、指定管理者に管理を行わせるとなっております。その定めで特別の定めがない限り、指定管理者制度を導入しなさいということですが、そういうことで教育委員会の教育施設につきましては特別の定めがないということから、指定管理者制度を導入するものであります。その背景としては、県の財政が厳しい状況下であるということと、平成17年度から平成19年度まで3年間で約2000万円減が生じております。そういう管理運営費の確保が難しいということと、民間の能力を活用した住民サービス向上を図っていききたい、先ほどの経費の削減と民間の能力を活用するという2点です。

2点目の御質疑で、県立名護青少年の家と県立糸満青少年の家を指定管理にするということは、両施設とも新しい施設でありますので、指定管理を募集するときにおいて整備や補修等がなく、そのまま指定管理を募集することができ

るということで、ほかの4つの施設につきましては、補修等も必要でありますので、まずは平成22年度から県立名護青少年の家と県立糸満青少年の家に導入したいということです。

○西銘純恵委員 沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例そのものの設置目的ですが、第1条に明記されていますよね。直営すべき特別の事情がないと先ほど言われたのですが、この青少年の家を設置したときの目的からして、本当に特別の事情はないという判断なのでしょうか。第1条について、説明をお願いいたします。

○玉栄直生涯学習振興課長 現在あります青年の家、少年自然の家どちらも青少年の健全育成という観点から設置されたものです。しかしながら、どちらの施設におきましても、指定管理者がこれを管理することについて、何ら支障はないと考えております。例えば、特別な事情と申しますのは、学校は県立施設ですが、学校などの場合は指定管理者に指定管理させることはなじまないということがございます。そういうことで、青少年教育施設の青年の家と少年自然の家につきましては、指定管理者に指定管理させることに支障はないと考えております。この指定管理者の導入は、全国的な流れになっているところです。

○西銘純恵委員 学校は指定管理をしないけれども、それ以外は教育施設であってもやっていく理由はあるということですが、今、沖縄県の青少年の状況からすれば、非行にしても、高校生であっても学校に行かない、非行の低年齢化とか、全国と比較しても青少年の健全育成の問題については、とりわけ力を入れられないといけないということにあると思います。そうしますと、この青少年の家をつくった初期の目的からすれば、やはり健全な育成を図るということであれば、最初に説明をされた背景は、財政難だからというところで、この青少年の健全育成を図る目的を持っている施設を、財政を削減するために指定管理に任せていくということが、この教育長の進めている施策と背反するのではないのでしょうか。

○仲村守和教育長 第1条で述べておりますように、青少年の施設というのは青少年の宿泊の集団訓練、それを通して健全育成を図っていくこととございますので、県としても指定管理に移行したときにも、管理運営と指導の部分をしっかり指定管理を受ける方々に担保をとって、青少年健全育成が損なわれないということで、我々は履行したいと思っております。

○西銘純恵委員 県立名護青少年の家と県立糸満青少年の家が比較的新しいと言われたのですが、なぜ2カ所をやるのですか。6カ所のうち2カ所をやって、残りはそのまま直営で継続していくという立場なんでしょうか。そこら辺について、お尋ねします。

○仲村守和教育長 年次的に実施しますので、平成22年度が県立名護青少年の家と県立糸満青少年の家、平成23年度が県立石川青少年の家と県立玉城青少年の家、平成24年度に県立宮古青少年の家と県立石垣青少年の家ということで、3年度で6施設を指定管理に移行していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 一般質問でも取り上げましたが、宮古青少年自然の家の遊具が一部だけシロアリで被害を受けているんです。170万円でできるという施設を撤去すると答弁なされたのですが、私はそういう施設については、今のよう
に財政が困難だからと。子供たちにとっては、もっと健全にアスレチック遊具などで体験、自然に触れて成長させていく。それが足りないからということで、つくられているでしょうに、だけどそういう予算をかけないでいく。それは結局、指定管理に任せていくからという後退した教育施策、社会教育の施策の後退が大もとにあるのではないかと思うんです。先ほど、平成17年度から平成19年度まで2000万円の減というのは、6カ所の施設に対する予算の減ということでしょうか。

○仲村守和教育長 はい、そうでございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、平成19年度までということで、平成17年度、平成18年度、平成19年度の3カ年で2000万円の削減をしたと。今年度はどれだけの削減だったのでしょうか。この2カ所を指定管理をやるに当たって、どれだけの削減をしようとしているのでしょうか。

○玉栄直生涯学習振興課長 今年は、平成19年度並みです。ただし、これには理由がありまして、削減されなかったのは、従来は青少年教育施設を利用する場合には、児童生徒は使用料を免除しておりましたが、今年から学校教育課程で利用する場合を除いて使用料を徴収することにいたしました。そのために特定財源が入ることになりましたので、平成20年度の予算は平成19年度並みでございます。予算額ですが、平成17年度が9770万4000円、平成18年度が8805万7000

円、平成19年度が7795万7000円となっております。平成20年度は7738万1000円となっております。

○西銘純恵委員 そのうち使用料から充てた分はどれぐらいになるのですか。

○仲村守和教育長 効果の件ですが、県立名護青少年の家に限って言うと、約706万6000円の効果が管理運営で出てくるということです。

○玉栄直生涯学習振興課長 平成20年度の特定財源で充てたのが、2069万6000円でございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、既に指定管理に移す以前にも使用料を利用している子供たちから徴収して、5700万円ぐらいの予算として充てているということで理解していいですか。

○玉栄直生涯学習振興課長 はい、そうです。

○西銘純恵委員 平成17年からわずか4カ年の間に、教育のわずかな一部分、青少年の健全育成のために必要とする6つの施設に充てている予算が9770万円から半分に減ったというのが、今の実情ですよね。さらに2年後に県立名護青少年の家と県立糸満青少年の家を指定管理にしていって、どれだけの管理料でやる予定ですか。削減額は5000万円まで来ていますが、どれだけに落ちる予測ですか、一般財源から充てる金額を試算していますか。

○玉栄直生涯学習振興課長 指定管理者に移行することにより、これはあくまでも試算ですが、1施設当たりおよそ700万円ぐらいの削減効果があると見込まれます。

○西銘純恵委員 1施設700万円の削減が、いつの時点と比較したのかわかりませんので、最終の1施設当たり指定管理にしたらどれだけの一般財源から充てるということになるのでしょうか。

○玉栄直生涯学習振興課長 700万円と申し上げたのは、現時点の予算トータルから700万円の削減効果があるということです。

○西銘純恵委員 よく理解できません。1施設当たり700万円の削減効果があると言われたんです。そうしますと、平成20年度は約5000万円を一般財源から充てているんですね。そうしますと、700万円掛ける6カ所ですね。4200万円ですね。800万円で済むことになるのでしょうか。

○玉栄直生涯学習振興課長 例えば、現在の県立名護青少年の家の場合ですと、総予算が7000万円ぐらいかかっております。仮に10%の削減効果があったとした場合に700万円ぐらいの削減効果が出てくるということで見込んでおり、したがって指定管理料は6300万円ぐらになるだろうと見込んでおります。

○西銘純恵委員 1割の削減効果というのは、どういうもので積算された額でしょうか。それと使用料も徴収されていますので、使用料はどれだけを見込んでいるのでしょうか。逆に、この施設の利用者そのものが減っていくような仕組みになっていくのではないかと危惧しています。ですから使用料が現年度は2000万円入る見込みだと言われても、例えば職員の皆さんが行事といいますか、青少年の家を利用するための行事をするのに、スタッフがきちんといないとなかなか利用できないわけです。そういうところでも検討なされたのか、1割削減するというものは何を削減して1割という数字が出てきたのかお尋ねします。

○玉栄直生涯学習振興課長 これは県の示している指定管理者制度で上限額の設定の考え方というのがありまして、それに基づきますと最低限でも1割程度の削減効果はあるということでもあります。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理者を公募する場合に、これから条例改正していただいた場合に、来年度から公募していくわけですが、公募に当たって指定管理料を見込みになることを予定していますというのが、先ほどの1割減の節減見込みということで、今の段階では具体的に節減がどれだけ図れるかと確定していないわけです。あくまでも1割程度の節減効果を見込んで今後やっていきますと、これは財源全体です。特定財源も一般財源も含めた中で、例えば県立名護青少年の家ですと7000万円ぐらいの管理運営費、人件費も含めてかかっているわけですが、その管理運営費に対して1割程度の節減効果を見込みますというのが、先ほどの生涯学習振興課長の答弁で、1施設当たり約700万円程度の節減効果を見込んでいるということです。それに対して、700万円のうち一般財源は幾らかということについては、今の収入割合が変わらなければ、

使用料と一般財源の割合を掛けてやれば出てくるのですか。今、具体的に使用料収入の割合を持ち合わせていないので試算するのは難しいのですが、具体的な節減効果というのは今後具体的に指定管理者が公募して決まったときに、具体的に固まると思いますが、今の段階ではあくまでも見込みということで御理解いただきたいと思います。

○西銘純恵委員 積算をするときに、管理する人が変わったから電気料が減るんですか、水道料が減るんですか。そういうことは、ほぼ変わらないと思うんです、施設の維持に係る経費というのは。だけれども、何で落とすか、差をつけるかというのは、人件費以外ないと思っております。ですから、この1割削減ということを指定管理を応募するところに提示したら、必ず従業員の皆さんの労働条件が問題になってくると思います。そういうことも検討されて、1割削減をしてくれということで提起する予定なんでしょうか。

○岩井健一教育管理統括監 指定管理者制度そのものが、民間事業者の能力の活用によって、サービスの向上と経費の節減を図るということを目的としているものでありますから、1割削減というのを見込みたいという県側の考え方で、サービスの向上によって指定管理者が行う主催事業やいろんな工夫により、利用収入の増を図ることができるとなっておりますので、指定管理者に指定したからといって、直ちにそれが指定管理事業者の人件費の削減にどの程度つながるかということは、直ちには言えないものと理解しております。

○西銘純恵委員 そうしますと、この間運営されていますから、この施設にはさらにサービスを向上するためにはもっと人的な配置もいるだろうという予測がされるのであれば、最低でもそこで働く職員の賃金、身分、経験を積んでしかそういう力の蓄積はありませんので、専門性は保たれませんので、そういうものをきちんと積算した上で、人件費については削減しないという形で、この管理運営をしてくれという指定管理を考えているのでしょうか。そうでないのでしょうか。

○仲村守和教育長 指定管理者と契約を交わすときには、管理部門と指導部門があると思いますが、その指導部門について社会教育主事の免許を持っている方とか、あるいは教員免許を持っている方、そういう形で子供たちにかかわって、そういう指導ができる方々をぜひお願いをするということで、仕様書等にそれを盛り込んで契約していきたいということです。

○西銘純恵委員 免許を持っている方々が、現に県内のスポーツ施設、体育施設で指定管理を受けて、免許を持っている人を雇ったけれども、結局はパートのような雇い方をして、時間を切って、実際はその仕事だけで生活ができないと、これは若い皆さんなんですよ。教員免許も持っているけれども、そこで働いてもやっていけないと。これが今の実態なんです。ですから、仕様書の中に免許を持っている人ということであれば、ちゃんと勤務形態についても安心して、そこで経験を積んで働き続けられるような仕組みをつくるべきだと思います。これについて、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 指定管理を受けた企業の方々が雇用形態については考えていかれると思っておりますので、我々としては、子供たちへの配慮、指導が低下しないということを契約で交わして、これをやはり実行していただくということをお願いをしているということです。

○西銘純恵委員 そこで働く皆さんの身分を守っていく労働環境をきちんとしていくということで、そこら辺も問われているときに、そこは重々考慮の上やらないといけないのではないかと指摘をしておきます。指定管理についてですが、一般の民間会社というところにも自由に無制限に門戸を広げる予定ですか、条件をつけますか。

○玉栄直生涯学習振興課長 特に一般の民間会社だからだめということはありません。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、教育委員会関係の陳情第35号外24件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、陳情25件で、内訳は継続21件、新規4件でございます。

継続審議となっております陳情21件については、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございませんので、説明を割愛させていただき、新規の陳情について御説明させていただきたいと思っております。

説明資料の28ページをお開きください。

陳情第175号の2の第58回婦人大会の宣言・決議の実現方に関する陳情が、社団法人沖縄県婦人連合会会長から提出されております。

その記の7の処理方針について、御説明いたします。

教科書検定問題については、昨年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。

このことは、県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識しております。

その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されるとともに、沖縄戦における集団自決の背景の説明や、県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができているものと考えております。

教科書検定意見の撤回については、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の29ページをお開きください。

陳情第189号の子供たちに行き届いた教育の保障を求める陳情が、沖縄県母親大会実行委員会共同代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 これまでも児童生徒の教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保に努めてきたところであり、今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

2 高等学校授業料は、学校施設の使用料として、受益と負担の公平性を確保しつつ、教育環境の維持確保を図るため必要な財源であります。

授業料の額については、地方財政計画に準じて定められており、各県ともほぼ同額であります。

また、高等学校授業料の減免については、8%枠の撤廃や離島出身などの自宅外通学をしている生徒への減免基準の緩和等制度の改善に努めてきたところでもあります。

今後とも、授業料減免制度がより効果的に活用されるよう適切に対応していきたいと考えております。

3 就学援助事業は、市町村において実施されており、それぞれの実情に応じてなされているものと認識しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しているところでもあります。

また、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実について関係省庁へ要請しているところでもあります。

県では、就学意欲がありながら経済的理由等により高校・大学への就学が困難な者に対し、奨学金の貸与を行い、有為な人材の育成に努めております。

今後とも教育の機会均等の確保のため、必要な就学援助が行えるよう働きかけていくとともに、奨学事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

4 30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で、下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところでもあります。

次に、説明資料の31ページをお開きください。

陳情第192号の第60回九州地区地域婦人会及び平成20年度全地婦連九州ブロック会議の決議に関する陳情が、熊本県地域婦人会連絡協議会会長から提出されております。

その記の1の処理方針について、御説明いたします。

1 沖縄県婦人連合会は、男女平等の推進、青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進、世界平和の確立の実現に努めることを目的に設立されております。

社会が多様化する中、地域のニーズを的確に捉え、文化、教養及び健康に関する講習会、研修会等を開催し、地域の活性化及び教育力向上に貢献しているところでもあります。

沖縄県教育委員会としましては、社会教育の振興に寄与することを目的として補助金を交付するとともに、同会の主催する各種行事への支援を行っている

ところであります。

今後とも、婦人会活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の32ページをお開きください。

陳情第199号の沖縄県教育委員会の職務不履行に関する陳情が、新島浩樹氏から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立高等学校入学者選抜は、学力検査と中学校から提出される調査書等をもとに各高等学校において合否が決定されております。

学力検査実施後は、中学生の学力の実態を把握し、効果的教育活動を行うことや高等学校入学者選抜制度の改善のため、各高等学校から受検生の学力検査や調査書の内申点などの報告を受けております。

県教育委員会が実施する学力検査については、正答率や平均点などの調査、分析を行い、入学者選抜学力検査分析結果説明会を開催し、検査問題や中学校における指導の改善につなげているところであります。

調査書の内申点については、各高等学校における判定資料として適切に扱われており、県教育委員会においては全受験生の内申点の平均点について、特に把握する必要がないことから資料作成は行っておりません。

現在、各高等学校においては、ホームページでの合否基準の公開や受験生の求めに応じて、学力検査の得点や内申点の開示を行うなど情報公開に努めており、学力検査得点と内申点は適切に運用されているものと認識しております。

以上で陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく、御審議のほどお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第40号に関連してお尋ねします。前年度の方針が県教育庁から示された市町村の各教育委員会にその対応ができるかということで、その方針が示されたのが年度の最後のほうで、各市町村は非常に対応に慌てたと

言われておりますが、次年度の方針も含めてこの状況というのは、特に施設整備、環境などは具体的には市町村のほうにも問われることですので、いつごろその方針が毎年決まって、30人学級の対応がスケジュール化されてくるかが知りたいのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 30人学級の実施については、国庫加配定数を使ってやっておりまして、今年は604名でしたが、その中から25名を30人学級に回しております。この国庫加配定数が固まるのは2月ごろで、今後30人学級をどうするかというのは、国庫加配定数をにらみながらやってまいります。施設については、現在、市町村の学校の空き教室、1年生だったらどれぐらいの教室があるか、2年生だったら幾つあるかという空き教室の調査、把握をしております。そういうことについては、今後固まり次第市町村と委員会でやりとりしてまいります。年明けになってから固まってまいります。

○仲村未央委員 国庫加配定数を見てからとなると、毎年2月以降、いわゆる年度末に具体的な方針を出すことになる。それは構造的にそういう仕組みになっていくということなのではないでしょうか。

○仲村守和教育長 どうしても国とのかかわりがありますので、国庫加配定数が固まったときに、2月定例会には説明ができると思いますが、そのときに30人学級の今後の方向性について御説明申し上げたいと思います。

○仲村未央委員 そうなると市町村の各教育委員会も毎年対応に苦慮するという状況は、なかなか改善していかないのではないかと感じるのですが、今回仲村教育長は秋田県のほうと交流しながらいろんな改善点を学んでいきたいということですが、秋田県は30人学級を非常に早くから取り入れていると聞いておりますが、その状況について把握されていますか。

○仲村守和教育長 秋田県は小学校1年生、2年生と中学1年生で30人学級を実施しておりまして、国庫加配定数と県負担も入ってやっている状況がございます。

○仲村未央委員 何年前から県単独の制度をみずからつくって、30人学級を進めているかについては御存じですか。

○仲村守和教育長 十四、五年ぐらい、ちゃんと把握していませんが、後で調査しますが五、六年前から実施しているのではないかと考えております。

○仲村未央委員 いろんな情報が出ている中で、学力と30人学級との関連というのはすぐにはこうだからこうということにはならないかもしれませんが、主体的に30人学級を計画的に取り組み、しかも加配という国の制度がある以前の大分前から少人数学級に取り組んでいるという結果が、実際には学力テストにも反映されているのではないかとされていると思うのですが、県教育委員会におかれても、こういった加配だけを当てにするやり方ではなく、知事の公約の絡みの中でも独自の計画性を持って、その財源も充ててやっていこうという考えはありますか。

○仲村守和教育長 私が知事であれば県単独ですぐにやっていくのですが、これはどうしても県は厳しい財源の中でどうするかということで、工夫改善の定数がありますので、それを活用してやっていくということで、1年生から実施しておりますので、できれば中学1年生プログラムで非常に困っている状況もありますので、小学校でもできていないのに中学校はと言われたら困るのですが、気持ちとしては中学1年生も必要ではないかと考えています。県の財源でやっていかどうかは、仲井眞知事と相談しながらどこまで踏み切れるか御相談申し上げたいと思います。

○仲村未央委員 秋田県の状況をどんどん調査し、交流しながら、行き着く先は恐らくそれなりのコストをかけないということになるのではないかとこの感じはするのですが。そこは知事の公約次第なので、これ以上仲村教育長に求めるわけにもいかないと思いますが、状況として県内の1学級当たりの児童数は、押しなべて平均をとっても小さい学校と大きい学校とでは、結構ばらつきが大きいのではないかと。平均だけを見ると35人ぐらいに落ち着くかもしれませんが、小さ過ぎるところと大き過ぎるところとほかの県と比べて差はどうなんでしょうか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおりに沖縄県は40%が僻地校なんです。そういう面で都市地区の過大校と過疎地の学校では、5名、10名という学校もありますし、そして40名以上の学校もありますので、押しなべて見ると平均して28名です。県平均化すると30名割っている状況ですが、おっしゃるように学校単位でそういう差があるので、30人学級を実施していこうという方針なんです。

○仲村未央委員 恐らくそうだと思います。平均で見るとある意味では30人を割るような数値が出て、実際には地域によって相当な偏りがあるような感じがしますが、今おっしゃる過大で40人ぐらいまでいっているという地域はどこですか。傾向が出ていると思いますが。

○山中久司義務教育課長 学級の編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で決められた数でやっていますので、例えば40人ぎりぎりであっても41人であれば、21人と20人になるということで、傾向として申し上げることは難しいのですが、主に過大校が集中している中頭地区、那覇地区においては40人近い学級が多いと思っております。

○仲村未央委員 実は、この過大校の偏りの地区において、一般質問の中で精神性疾患が多い地区はどこですかとお尋ねしましたら、やはり中頭地区と那覇地区が挙がっているんですね。それだけでの関連ですぐにこうと言えないにせよ、やはりそういった過大な地域が持つ関連というのは、特に先生方の状況はいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 精神性疾患と30人学級と比較した検討、分析はやっておりませんので、ただこの前申し上げた一般質問では、中頭地区、那覇地区は先生方の数が多いので比率的に多く出ていますと申し上げました。その関連については、今後分析ができればやってみたいと思います。

○仲村未央委員 ぜひお願いしたいと思います。沖縄県の教員の病気休暇の割合というのは他都道府県と比べて多いと思いますが、その最新のデータが手元にございましたら、沖縄県の病気休暇はどれぐらいありますか。比率で何パーセントぐらいですか。

○喜納真正県立学校教育課長 平成18年度でお答えいたします。沖縄県の場合は在職者に対する精神性疾患の休職であります0.90%、そして全国の平均が0.51%という数字です。

○仲村未央委員 0.90%という数字は、全国平均が0.51%の中では何番目ですか。

○仲村守和教育長 順位は出ていないということです。

○仲村未央委員 一覧表でお持ちじゃないということですので、恐らく0.90%という高さは平均と比べても一番目にあるのではないかと私の調査ではそういう傾向が見られていますので。先ほど過大校、過密校の状況、母数が多いのでとおっしゃいますが、本当に母数と割合が整合性がとれるぐらいの整理なのか、それともやはり母数に応じて見ても過密校が多いところは精神性疾患や休職者が多いのかということも含めて、先生方の調査をもとに検討委員会を立ち上げていると答弁でお聞きしていますので、ぜひそういった関連性も見ながら少人数化していくことの重要性というのをやはり求めていくべきではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○仲村守和教育長 先生方が病気で休むということは、やはり県としても非常に損失でありまして、マンパワーが失われていきますので。そういう面では健康で勤めていただきたいので。仲村委員がおっしゃった30人学級でプラスとかや地域との関連があるのかどうかは、委員会でいろいろと分析をやっておりますので、その中で検討してみたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 29ページの陳情第189号から質疑を行いたいと思います。30人学級の関連で幾つかあるのですが、まず陳情者が日本の国の教育について、国の教育予算がOECD加盟国30カ国中29位であるということ述べているのですが、これはマスコミでも報道されたのですが、仲村教育長も掌握されていますでしょうか。

○平敷昭人教育庁財務課長 手元の資料ですが、OECD加盟国に比較しましてGDPに占める教育費の比率が日本が3.4%、OECDの平均が5%となっております。順位のほうは手元にございません。

○西銘純恵委員 仲村教育長も本当に苦慮されていると思いますが、日本の教育予算が、公的教育投資というのが最下位ということで。9月10日付の地元紙にも報道されているのですが、OECDのうち日本は28位ということで、いかに教育費に国が予算を割いていないかということがありますが、その中で大

学にしても、沖縄県の教育に対しても予算がどんどん削減されている中で、沖縄県の子供たちの教育をどうするかということで苦慮していると思いますが。29ページの中で高等学校授業料の値上げをやめてという項目に対して、陳情処理方針で高等学校授業料は学校施設の使用料として、受益と負担の公平性を確保してということで受益と負担という表現がされているのですが、本当に教育長として教育に対して受益と負担、学校施設の使用料を徴収しているんだという立場をとっているのでしょうか。

○仲村守和教育長 小学校、中学校の義務教育については無償化ということで、機会均等とか無償化という三原則にのっとってやられていると思いますが、高等学校については希望する方が入学してくる状況ですので、高等学校に入学した方々は授業を受けて、そしてその分の負担をやっていただくというのが受益と負担との公平さということでお答えしておりますので。出された授業料をすべて特別財源として教育のためにすべて使っておりますので、これをほかの予算に分けていくということはありませんので、そういうことで教育委員会としては活用していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 OECDの加盟国ですが、日本以外の2カ国だけ高等学校の授業料が有料で、残りの27カ国が高等学校の授業料が無料なんです。これは今年4月から共産党は国会や沖縄県内の私立5大学、琉球大学、県立大学に対して、学費を払えない皆さんに対して免除や奨学金制度、貸与などの問題で申し入れをしてきたんです。その中で高等学校授業料が日本の国は有料だということに対して、本当にそれで自分の国しかわからないものですから、経済力の低いようなアジアの国でも無料なんです。やはり国のあり方、沖縄県内の私たちのこれから先の社会を担っていく人たちに対する投資だという考え方に立てば、受益者負担という考え方でいいのかどうかということが問われないといけないと思いますが、もう一度この件についてお尋ねします。

○仲村守和教育長 予算が相応に確保されていれば、無償化でも望ましいと思うわけですが、実際は財源が乏しいという状況の中で、授業料で沖縄県の教育予算に充てられている状況を認識せざるを得ないと思っております。

○西銘純恵委員 予算が充てられていないから受益者負担ということでは、考え方としたら逆だと思います。教育そのものが社会、政治が担っていくという立場に立てば、財源がない、予算がないといっても受益という言葉を導入しな

ければ、ちゃんとしたここには何よりも優先して充てるべきではないかという立場に立った対応ができると思います。これは日本の国の授業料のあり方というのが世界でおくれているということを指摘します。ただ、考え方として教育長の認識を改めてもらいたいということで指摘いたしました。あとは授業料の減額免除について9.4%まで減免が広がったということで、今、生活苦で高等学校へ行かせることができなくなったという皆さんをある意味では支援しているというのはわかるのですが、実際は申請をする人たち、年度の中途も含めて、申請に対する減免の数というのは答弁では1000人余りが認められなかったということがあったと思うのですが、その辺についてもう一度お答えをお願いします。

○平敷昭人教育庁財務課長 平成20年度で年度当初で一括に申請するものがございしますが、申請者が5900名でして、そのうちの承認されなかった方が1762名、承認の割合が70.1%になっております。不承認は29.9%になっております。

○西銘純恵委員 1762名に対して、理由ごとに人数を把握していますでしょうか。しなかった理由です。

○平敷昭人教育庁財務課長 承認されなかった方の中で収入の基準が減免の基準になってない方が1610名、勤怠状況といいまして出席状況が悪いとか、学業の取り組みの問題ですが152名になっております。

○西銘純恵委員 1700名余りの皆さんの中から1600名余りが収入基準で漏れたということですが、実際はその基準そのものが申請をする時点で、保護者の皆さんは苦しいから申請するというのには目に見えていると思うんです。ですから、この基準そのものが今の実態に合っているのかについて分析なされましたか。

○平敷昭人教育庁財務課長 授業料の減免に当たりましては、所得の状況も踏まえますが、例えば保有資産であったり、家族の方に病気を持っている方がいればそれも踏まえますし、もろもろの勤怠状況も踏まえて、所得だけで決定しているわけではございません。置かれた状況も踏まえながら認定しています。

○西銘純恵委員 家族の中で失業した、病気になったというのは、ほぼ無条件に受けられていると理解してよろしいんですか。

○平敷昭人教育庁財務課長 その場合でありまして、家族の中でいろんな収

入がございます。失業した場合でも雇用保険の収入もございます。そういうもろもろの家族の構成者の収入等全部を踏まえて判断しております。

○西銘純恵委員 家族の収入というのは前年度所得でやっているのでしょうか。それとも申請をするその時点の収入でやっているのでしょうか。

○平敷昭人教育庁財務課長 基本的には所得証明書を出していただいて判断しているのですが、1年前というのがあったりします。ただその後に事情が変わっていれば、それも適宜考慮して反映させています。

○西銘純恵委員 私が言っているのは、ことしの4月から高等学校で勉強しているが、途中でいろんな事情が出てきたと。減免の申請のときには、所得証明が前年度の収入で、それが前提として出されたときには、その時点で振り分けがすぐにやられるのではないですかということなんです。ですから、その申請の基準そのものを1カ月前とか直前の家族の収入を判断すべきだと思いますが、これは仲村教育長にお尋ねしたいと思いますがいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 失業や急に病気になったとか、働き手が病気になったという状況があったときには、我々としては4月の一括でなくても随時受け付けして、減免ができるかどうかをやっておりますので、そのときに出てくる資料というのが1年前の源泉徴収の資料なのかどうかについては今後検討しますが、可能な限り経済状況を把握していくと。西銘委員は1カ月前とおっしゃっていましたが、それがどの時期になるのかわかりませんが、経済状況等で困っている子供たちを救うためのものですので、それについては可能な限り対応してまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 申請の一式書類の問題で、そこを打破しない限り、今の1600名も漏れたという問題は解決できないと思っております。仲村教育長がおっしゃった現瞬間の生活の困窮状況を見てやりたいといっても、実際の実務上はそうっていないという実態があると思えますから。そこはきちんと所得証明は1年前のものではなく、過去3カ月以内の証明書というもので、申請をするということは、減免を申請しないと通学が困難であるという状況にあるとすぐに理解できないといけないと思っているものですから、その辺で皆さんにちゃんと手当てしていくかという立場で見れば、同じような考えになるのではないかと思います。

○平敷昭人教育庁財務課長 仲村教育長からもありましたが、最新の状況ということで、例えば失業された方につきましては、失業を証明する書類を会社から離職証明を出していただくとか、そういうことで最新の状況を把握して、収入がなくなったというのを補足するように努めております。できるだけそういうことで、西銘委員がおっしゃるように最新の状況で判断できるように努めていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 同居の家族の中に住民票を置いたまま期間工で本土に行っているというときには、所得として収入が入っている形で認定されるわけですよね。そういう問題も細かく言えばありますので、やはり現実に合った対応ができるように、減免の拡充については1600名も漏れたというものについて、もっと精査していただきたいと要望します。

次に、30ページにある奨学金貸与の問題ですが、奨学金の貸与がどうなっているかというところですが、貸し付けの枠と貸付人数と1人当たりの平均額をお尋ねします。

○喜納真正県立学校教育課長 高等学校等育英貸与奨学金は、平成17年度の採用人数が798名です。応募者が850名です。平成18年度に応募者が985名、採用人数が947名、平成19年度は応募者が1115名、採用人数は同数の1115名になっております。

○西銘純恵委員 先ほどの高等学校授業料の減免の割合が伸びているということ、今の貸与が伸びているのを見ても、子供たちの進学そのものに相当な負担が出ているというのが把握できるのではないかと思います。今年度はどうなっていますでしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 今年度の具体的な数字は、この貸与の採用は何回か載ってはいるのですがトータルとしては出ておりません。例えばあきがあるようでしたら追加で募集したりというのがございます。

○西銘純恵委員 例えば、11月末時点でどれだけという数字は出ていませんか。

○喜納真正県立学校教育課長 この数字につきましては、月ごとの集計は実施

しておりません。

○西銘純恵委員 状況としては毎年伸びていく状況にあるのかどうか。そして貸付枠そのものはどれだけ使われているのでしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 平成18年度の先ほどの高等学校育英貸与奨学金ですが4億1296万円で、平成19年度が6億4993万円、平成20年度が6億5894万円でございます。

○西銘純恵委員 最後の平成20年度は6億5894万円とおっしゃいましたが、そうですか。

○喜納真正県立学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、予算枠に対する貸与割合をお願いします。どれだけ使われていますか。

○喜納真正県立学校教育課長 貸与金額はございますが、率としては出しておりません。

○西銘純恵委員 いずれにしても、貸与について必要な皆さんに借りられるようにやっていただきたいと思いますが、これは高等学校生が借りるということですが、連帯保証人はとっているのでしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 連帯保証人はとっております。

○西銘純恵委員 同居の家族、保護者でもOKということでしょうか、第三者でしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 連帯保証人と保証人がございまして、連帯保証人は家族の方でも大丈夫であり、保証人はそうではないということです。

○西銘純恵委員 学業のための奨学金になっていますから、教育を受けて、その子供がそれなりの教育を受けたものを社会で生かして自立していくことになりますので、連帯保証人は家族でいいと思いますが、保証人をもう一人とると

いうことはある意味では申請をする一つの壁、支障になっているのではないかと思います。保証人を外すということについてはどうお考えでしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 現在はそういう仕組みになっていますが、その趣旨としては、奨学金を貸与された学生が卒業した後に返還することになります。返還をスムーズに行う1つの手だてであるということです。

○西銘純恵委員 やはり制度の趣旨、保証人が奨学金を申請する壁にならないように今後検討していただきたいと思います。

30人学級を早期に実現して、教職員の定数をふやすことという4項目の要求もありますが、先ほど加配と言われましたが、正規職員できちんと定数をふやしていくことについて予算上の措置ということがありますが、それについて加配の範囲内という処理方針ですが、いずれにしても正規職員できちんとクラスに充てていくのが本道だと思います。これについての考え方として、仲村教育長、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 加配を使って30人学級をやると、例えば加配でついた職について担任にするのか、臨時的任用にやるのかは校長の申請なんです。必ずしも我々がどうしなさいと、必ず正職員をやりますとかというのではなく、職を畳まれたときや異動に差しさわりがでてきますので、そういうときに学校長の申請に応じてどなたをつけるかをやっていきたいと思います。

○西銘純恵委員 学校現場では教師の病気休暇、精神性疾患がふえているという理由は、同じ業務でクラス担任を臨時的任用職員もやるし、正職員もやるし、そして1学年に臨時的任用職員と正職員の皆さんが一つの行事をやっていくとか、そういう中で同じ仕事をする、同じ教育を担いながら待遇の面でいろいろ違うというような精神的な双方のプレッシャーというのもいろいろかんでいるのではないかと思います。その辺についてアンケートをとられていますが、その内容で設問はありますか。

○仲村守和教育長 正職員と臨時的任用職員に分けた形のアンケートはっておりません。待遇の差は、給与としては、臨時的任用職員においても本務にほぼ準じた形で給与を支給されていると思います。

○西銘純恵委員 臨時的任用職員の方はいろんな意味で不安定なんですよ。

ですから次に行き先があるのかという不安を抱えて、本当にこの1年間、半年間クラスを持ったりして、子供たちの教育に専念できるのですかというところまで問われてくると思うんです。教育に従事するというのであれば、正職員で持っていけば、実際は教師の精神性疾患関係も変わってくるのではないかと私は予測していますが、どうでしょうか。

○仲村守和教育長　そういう形で分析をしたことはございませんので、臨時的任用職員、本務関連での心の病になった先生方がどうなったかについては調べてみたいと思います。

○西銘純恵委員　秋田県に交流教師を送るということですが、これは全国学力・学習状況到達調査で成績がよかったからだということですか。それとも30人学級で小学1年生、中学1年生ということでおっしゃいましたが、秋田県はほかの学年もほぼ平準化して少人数の状況があることは御存じだと思います。少人数学級そのものを調査に行くのか、その辺をお尋ねします。

○仲村守和教育長　おっしゃるように少人数学級の実施、30人学級については先ほど申し上げたように小学校一、二年生、中学1年生に入っていると。やはり学力が上位にあるということで、なぜ上位にあるかということをして直に先生方が沖縄県から行って、肌で感じていただく。そして秋田県の先生方も沖縄県に来て、そのノウハウを教えてもらうことが目的であります。実際に小学校の1校を視察しましたが、チームティーチングやいろんな形で小学校の先生方がお互いにサポートし合っている利点大きいことも見えましたし、あるいはテストを県がつくってホームページに入れておいて、それを取り出して先生方が市販のテストではなく、県がつくったテストで单元ごとに随時テストしていく。それを採点して打ち込むと全県での達成率が出てくるということも、予算をかけて四、五年前から実施しているということで、いろいろ学ぶべきことがあった感じがします。

○西銘純恵委員　全国学力・学習状況到達調査の点数で上位にあるとおっしゃったのですが、本当の学力はテストではかれるものなのかも問われていると思います。国の違いでフィンランドの教育が幼少期からきちんと財政的な措置もやりながら教育も少人数学級で実践して、そして子供同士が育ち合うというもので学力世界一と指摘されているようです。ですから点数そのもので、子供たちの生きる力と結びついた真の学力なのかということも検証していく必要が

あると指摘しておきます。

次に、31ページの陳情第192号の1点だけお尋ねします。地域婦人連合会に対する支援ということですが、沖縄県教育委員会として沖縄県婦人連合会に補助金を交付しているとありますが、この5年間でどのような状況でしょうか。

○玉栄直生涯学習振興課 今4年分の資料しか持っていないのですが、平成17年度から申し上げますと37万6000円、平成18年度も同額です。平成19年度が26万3000円、平成20年度が22万5000円となっております。

○西銘純恵委員 金額が減ってきているのですが、その金額の算定の根拠は何かでしょうか。

○玉栄直生涯学習振興課 これは全体的にいろいろ社会教育関係団体がありますが、その全体的なバランスをとって算定しております。

○西銘純恵委員 全体的なバランスというのは、何か全体的な基準があるのでしょうか。削減の率があるのでしょうか。

○玉栄直生涯学習振興課 全体的に申し上げますと、毎年10%ないし15%削減されてきております。

○西銘純恵委員 そうしますと、生涯学習振興課が扱っている教育関連の団体に対する補助金が10%から15%が毎年減らされているとなるわけですね。ということは、この皆さんの県内のもろもろの活動を支援して、社会が多様化する中で、消費者問題にしても拡充していく、この団体の皆さんを。そういう立場に立つべきだと思いますが、やはり金銭的なものがなければ活動そのものも衰退していくと思うんです。そういう意味では、やはり補助金を減額しているということに対しては問題があると私は思うのですが、沖縄県婦人連合会を支える立場にあるのかどうかお尋ねします。

○仲村守和教育長 やはり趣旨から御説明申し上げますように、しっかり支えていくというスタンスは変わりはありませんが、やはり県の財政状況から考えて、生涯学習振興課で10件ぐらいの補助事業をやっておりましたが、その中で毎年予算が削減されてきたということで、我々としては補助をしたいけれども今の財政状況の中ではこれぐらいしかできませんということですの

で、我々としては財政的な援助はできないけれども、いろんな面でサポートしていくということで御理解いただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 今の財政状況とおっしゃいましたけれども、無駄遣いが本当にあるんですね。中城湾港の泡瀬の干潟の中、毎年35億円つぎ込んでいます。控訴を県議会に諮らないでやったのも問題だと思っておりますし、皆さんが教育に充てるべきではないかともっと主張してやっていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 29ページの教職員の休職の件で先ほど質疑があったのですが、沖縄県は0.9%で全国平均を上回っているのですが、沖縄市は2学期制なんです。2学期制導入の目的の1つには教職員の負担を幾らか軽減できるのではないかという意味もあって2学期制が導入されたと思いますが、全国との比較ではなく、休職者の割合で2学期制を導入しているところと従来の3学期制と比較できますか。

○仲村守和教育長 これは統計的にやったことはありません。例えば沖縄市で以前と2学期制でどうなったかという比較をしないといけないわけですので、こういう分析はこれまでやったことはないです。

○桑江朝千夫委員 これは今後やったほうがいいのではないのでしょうか。2学期制にしたほうがいいのか、従来どおりがいいのか、また議論がありまして、それをいずれ全県的に統一的にしなければならないと思います。全県的な大会の催し物などのスケジュールからしても、この2学期制で教職員の負担が本当に軽減されているかどうかの1つの目安として、この休職者の部分から入っていてもいいのではないのでしょうか。今後、これを比較する1つのデータとして出していきますか。

○仲村守和教育長 統計的に処理することはできるということですので、その統計をとって見て、実際に分析、考察が2学期制、3学期制の比較でできるかどうかは定かではありませんが、まず統計的に処理していきたいと思います。

○桑江朝千夫委員 ぜひお願いします。30人学級が学力向上になるのかも含め

て。2学期制、あるいは3学期制が先生たちの多忙さを軽減できるものなのかを検証して行って、将来は沖縄県が、2学期制、3学期制をそれぞれの市町村に任せるということではなく、統一していかなければならないと思っておりますので、その辺からも2学期制、3学期制どちらがいいのかという部分の1つのデータとして見ていきたいので、ぜひともよろしくお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第40号の30人学級に関連してお尋ねしますが、30人学級をしていくということは教師と子供たちが向かい合っていくことを目指してやるということなんですよね。ところが施設面で可能であるところしかできないという状況ですね。過密校はクラスに子供たちは多いわけですから、教師の多忙化も大きいわけですね。そのときに子供たちと対面している教師であるだけに休みたいときに休めない。大変疲労がたまっていて、きょう休んだらあしたはリフレッシュして、子供たちにいい授業ができる、向かい合っていくという状況があるけれども、なかなか休めないという状況にあると思います。休みたいときに休むことも大切なことだと思うんですね。教師が年休をとっていくのに、バランスよくとられているのか、そのあたりはどうでしょうか。

○仲村守和教育長 渡嘉敷委員がおっしゃるように、小学校が学級担任制なんです、中学校、高等学校は教科でやっていますが。学級担任をしながら全教科を教えているということで休みがとりにくい状況は現にあると思っております。どういうことでバランスよく、1年で20日の年休がありますが、それが実際にとられているかの状況はデータとしてあると思っておりますが、おっしゃるように厳しい状況であると思えます。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり多忙化を少しでも和らげていくというときに、教師も疲れているわけですから、とりたいときにとって、病院にも行きたいと思うときにとれるようにバランスよく年休がとれるというシステムはとても大切だと思います。そして、精神性疾患が中頭地区や那覇地区に多いということも、やはりそういう多忙化がもとになっているかと思うんです。そういう意味でもデータはないとおっしゃいますが、それぞれの学校長が集計していると思えます。どういう具合で年休がとられているのか、もしかしたら夏休みに集中的にとられているのか、そのあたりのことをしっかりと分析して、なぜとれないの

かということも含めて、これから実態調査をして、その分析をしているわけですね。その中で生かしていくという方法も大切だと思います。全然わかりませんか、この年休のとり方というのは。

○仲村守和教育長 年休行使についてデータとして持っておりませんが、今回の調査の中で年休の行使についてもとっていますので、その中で明らかになってくると思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 この年休行使のデータをとって、今回のアンケートでとっているということですが、この年休の行使が20日のうち10日間とったかという前提的なとり方なんですか。

○喜納真正県立学校教育課長 今回の勤務実態調査の中では、平成19年中に取得した年次有給休暇の日数ということで、5日スパンで5日以下、6日から10日という形で、大きい数字は21日以上という調査をしています。

○渡嘉敷喜代子委員 これがいつごろとったかということではなく、今のとり方はいつごろとったかということではなく、トータルで20日間のうち何日間とったかという調査の仕方ですね。そうだったら本当に教師が休みたいときに休んでいるかがわからないわけです。年休の行使については、校長が全部把握していると思うんですね。そのあたりからしっかりと教育委員会として、そういうデータを集めて、本当に教師が休みをとりたいときにとるような教育環境をつくっていくということも大切じゃないでしょうか。今、喜納県立学校教育課長がおっしゃるように、6日とっているとか、10日とっているという全体的な見方をすると、結構学校の先生も年休を行使しているじゃないかというとらえ方されては困るわけです。もしかしたら、それが夏休みに集中してとっているかもしれないとなるわけですから、本当にとりたいときにバランスよくとれているかということが、多忙化や精神性疾患のもとになり、我慢して休みもとれないような教育環境にあるかどうかはわからないと思うんです。そのあたりをしっかりと学校ごとのどういう行使の仕方をしているか。今回のアンケートの中でそういうとり方をしていなければ、そういうデータをとれると思いますので、それをとって、勤務態勢がどうなっているかにどう生かしていくかもしっかりとやっていただきたいと思います。

○仲村守和教育長 やはりこの前にお話がありましたが、疲れたら休めという

ことで、先生方も疲れたときには休めると。しかし、小学校では実際に休めないんです。要するに気兼ねをして自分が休むとほかの先生に迷惑がかかると。ひょっとしたら教頭先生が授業に行くかもしれないと気兼ねをして休めない状況があるという声は聞いております。秋田県に行ったときに、小学校で普通、学級担任制ですね。それを算数、国語、教科担任制が入っているわけです。担任が授業をするわけではなく、ほかの国語の専門の先生がやっているわけです。この先生はサポートに回っているわけです。こういうのをやっていると、ひょっとしたらゆとりも出てくるかもしれませんが、いろんな形でこれは非常にいいシステムだと。それもいろいろ研究をしながら、先生方が働きやすいような体制を整えていかないといけないと思っておりますので、研究させてください。

○渡嘉敷喜代子委員 とても大切なことだと思うんですね。やはり今の状況は遠慮するかもしれないけれど、昔だったら休んだら校長先生がかわりに来て授業するとか、私たちが校長先生が来たら喜んで授業を受けたんです。伸び伸びと、校長先生の数学はよくわかるとかという感じでやっていましたが、今はそういう遠慮があったり、本当に多忙化なんだという思いがします。今、仲村教育長がおっしゃったように、今回の勤務態勢の分析をしていく中で、秋田県との交流の中で、できたら今おっしゃったことをやりながら、本当に教師が働きやすい環境というのは子供たちにとってもいい環境であるわけですから、そういうこともしっかりやっていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 7ページの陳情第63号のサッカー専用スタジアムの早期建設に関する陳情ですが、処理方針で今年度は先進県への調査を行うということですが、まだ今年度は終わってないのですが、既に行ったかどうか。行って、その結果をお聞きしたいのですが。

○仲村守和教育長 実際にサッカー競技場整備に関する調査・検討連絡協議会担当が県外調査をしております。

○諸見里明保健体育課長 11月19日から21日にかけてサッカー場の先進県の視察調査に行っていました。行き場所はJ2の愛媛FCがあるニンジニアス

タジアム、徳島県にあります鳴門・大塚スポーツパークポカリスエットスタジアム、これはJ2徳島ヴォルティスのホームスタジアムになるのですが、そこに調査視察へ行ってまいりました。サッカー協会の方1名と教育委員会のサッカー競技場整備に関する調査・検討連絡協議会担当の3名の計4名で行ってまいりました。

○佐喜真淳委員 どうでしたか。

○諸見里明保健体育課長 前はサッカー専用のスタジアムに行ってきたのですが、今回は陸上競技など多目的兼用のサッカー専用スタジアムに行ってまいりました。この両方とも施設設備がすばらしくて、収容人員、芝の管理等々も含め、やはりこういうたぐいの設備が必要だと感じました。

○佐喜真淳委員 設備が整ってすばらしいということでしたし、陳情処理方針ではこのように出ていますが、例えばこれは早期に建設をお願いしている陳情ですが、これを受けて次年度はどういう行動スケジュールというのはある程度つかんでいるのでしょうか。

○仲村守和教育長 今、教育委員会として、サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡協議会をつくって、これは土木建築部、観光商工部、沖縄県サッカー協会、教育委員会の4者で協議会をつくっておりますので、今年度中に予算規模やどういう種類がいいのかという調査をして、報告書にまとめて知事に提案いたします。知事がそれを見て、場所もどこがいいのか、どうやったほうがいいのかなど、それを今度はどういう形で作るかというのは、これからどの部局でやるのか所管裁定になってきますので、このサッカー場を教育委員会で建設していくというわけではないですので、我々はそういう調査をして、専門的な立場でまとめていくという役目をしております。

○佐喜真淳委員 もう一度確認しますが、今年度にまとめをして知事に提案するという形で、それを受けて知事が方向性を決定するというところでよろしいですね。

○仲村守和教育長 はい、そうでございます。

○佐喜真淳委員 建設してほしいという要望ですから、前向きな答弁をいただ

きたいのですが、報告書はいわゆる建設へ向けての報告書でよろしいのでしょうか。

○仲村守和教育長 いろんなパターンの専用があり、兼用がありますし、いろんな形のサッカー場の想定があると思います。1万人収容か、1万5000人、2万人か。そういうのは、各施設を回ってきておりますので、どれぐらいの予算規模で、どれぐらいのランニングコストがかかるかというのを全部含めて、いろんなパターンを知事に提案していくということです。

○佐喜真淳委員 今年度でそれをまとめたら、次年度以降は知事サイドのほうになるのか。要するに教育委員会から離れるということでしょうか。

○仲村守和教育長 はい、そうでございます。

○佐喜真淳委員 わかりました。あとは知事部局に確認していきたいと思います。

次に、30ページの30人学級について教えてほしいのですが、30人学級をやっていない市町村というのはありますか。1校でもやっていたらいいのですが、全然やっていない市町村もありますか。

○山中久司義務教育課長 沖縄県の場合は、僻地小規模校が集中しております離島の市町村においては、もともと30人以下学級になっておりますので、そういうところでは30人学級ということになります。それから規模のある程度大きなところについては、ほとんど30人学級が入っておりますので、今のところ30人以下学級がない市町村はございません。

○佐喜真淳委員 各市町村で大なり、小なり、30人学級を導入しているということですね。

○山中久司義務教育課長 30人以下学級はすべての市町村にあるということで御理解いただいていると思います。

○佐喜真淳委員 私は、この30人学級のことはよくわからないので、一からもう一度教えてほしいのですが。2ページの陳情第40号の中で、県においては2001年から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校一、二年生

において状況が合えば35人以下学級と。現在、小学校1年生は県全体で602学級でそのすべてを30人学級にすると676学級になり、74学級ふえるという数字が陳情の中で出ているのですが、これで間違いはないかどうか。今現在で30人学級が減っているなら、その数字も含めてお願いします。この数字が適切なものかどうか、最新のデータがあれば示していただきたい。

○山中久司義務教育課長 平成20年4月10日現在で、小学校1年生の学級数は636学級です。

○佐喜真淳委員 平成20年4月10日現在で636学級ということですが、この陳情でいう676学級というのが30人学級にすると、それにならなければいけないのか。要するに40学級は30人学級になっていないということですか。

○山中久司義務教育課長 現在、小学校1年生において30人以下学級になっている数が467学級で全体の73%です。そして、全体で636学級ありますので、現在は73%の467学級が30人以下学級になっているということです。

○佐喜真淳委員 残りの27%が実施していないということによろしいですね。

○山中久司義務教育課長 残りの27%が現在未実施で30人以上学級ということですが、ただし、35人の少人数学級編制を行っておりますので、30人から35人の間の在籍となります。

○佐喜真淳委員 できましたら、この27%の学校のデータを資料でいただけますか。この27%に関しては、中部地区、那覇地区が多いという話で、つかみでいいですが市町村別に報告できますか。27%ということですから、その市町村の教育委員会とはどのような連携をされているのか。行動スケジュール等々も考えてやっているのか。市町村によっては、いろいろと状況が違うと思いますが、具体的にわかるのであれば説明をお願いします。

○仲村守和教育長 随意、連携をとって、我々としては下限25名ということで、要するにクラスが余りにも小さくなってくると子供たちの活力、活性化ができませんので、25名以上という下限をつくっております。25名にしないと10何名のクラスが出てきますので、下限は25名でそれ以上のクラスにするということです。下限25名にひっかかっている学校も58学級あります。そして教室が

不足しているのが111学級、これは18%です。下限25人にひっかかっているのが9%です。この教室不足については、市町村と話し合いをして、実際に確保できるのかどうかということで、我々としては教室ですので国の予算でやらないといけませんので、それを国庫のほうでできるかどうか、そのあたりも調整させていただいております。

○佐喜真淳委員 ちょうど予算の話がされたので、最終的に予算も含めて、各市町村の教育委員会と詰めなければいけないと思います。市町村によってはいろんな問題、解決するべき点があると思いますが、単純に予算、今幾つか理由を述べておりますが、30人学級に移行した場合に、つかみでいいですが予算は大体幾らぐらいかかるかというのがありますか。

○仲村守和教育長 1学年で四、五億円はかかると。小学校1年生から6年生までで45億円はかかってくると思います。

○佐喜真淳委員 教育委員会はやりたいが、市町村は首長を含めて判断になると思いますが、実際のところどうですか。市町村によって温度差があると思いますが、正直言うと私が知らないのは本当に教育委員会は進めていきたいが、現場サイドからすると予算がかかることだし、空き教室など教室が足りない話をすると、どうしても事情によって積極的にならないところもあるかもしれないということで、本音の部分をお願いします。

○仲村守和教育長 これはみんなやりたいんです。教育委員会もやりたいし、市町村も30人学級に持っていきたい。保護者の方々も30人学級を望んでいるわけです。我々としても、定数を確保してやりましょうというときに、実際は100%分の定数があるわけです。しかし73%しかできないというのは、施設面でやむを得ず、市町村はやりたいがどうしても空き教室がないという状況なんです。市町村としても教室をふやしたいが、すぐに予算がとれないとか、あるいはふやすだけのスペースがないとかといういろんな面がありますので、そういうのをどうにかクリアできないのかということで、個別で市町村とも話し合いを進めているということです。みんなやりたい気持ちであります。

○佐喜真淳委員 結局、予算とかで、例えば宜野湾市の嘉数小学校は増改築をやって、適正規模校から外れてしまう、校区編制もしなければならぬということも出てくるわけですね。そうすると市町村の中でしっかりと教育行政、学

校教育のスケジュールも組まないといけない。やはりそこは県の教育委員会と連携しながらやっていくはずですが、もろもろの事情の中でしっかりと計画を段階的にやらないといけないと思いますが、30人学級制度設計検討委員会が検討しているということですが、まとめは何年度にやって、段階的に移行をしていくというスケジュールまで確定しているんですか。30人学級制度設計検討委員会の結論を出すのがいつで、年次ごとにやっていくのですか。

○仲村守和教育長 去年も小学校1年生から導入するという事も検討し、市町村とも話し合いをしていって、できるところからやりましょうということまでやっております、我々としては小学校1年生を100%やりたいわけです。それについてもどうするかと。あるいは今後どういう形で拡大をやっていくのかということも含め、30人学級制度設計検討委員会で話し合いをしております、国庫定数との絡みがありますので、国との関係でこれが年明けにしか出てこないということもありますので、それも含めて今後二、三年後どうなるかということについては、すぐに結論を出すわけにはいきませんが、しかしながら国庫定数の範囲内でどれぐらいまでできるか、どういう形でできていくかということも研究しているということですので、来年については年明けには国との要請などのやりとりの中で方向性を出していきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 頑張っていたきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 1ページの30人学級からお聞きしたいのですが、先ほど地域によって30人以下の学級を実施していないところはないとあったのでお聞きすることになりましたが、この要望というのは離島、僻地においては複式学級等もあるので、先ほどの話は理解できるのですが、例えば石垣市の石垣小学校、登野城小学校、新川小学校、平真小学校あたりの大きな小学校においては30人学級の実施はどのようになっていますか。

○山中久司義務教育課長 八重山地区における30人学級の実施状況ですが、登野城小学校、新川小学校、平真小学校が比較的規模の大きな学校ということで、新川小学校が65名、登野城小学校が91名、平真小学校が94名となっております、25人下限でひっかかっていると。例えば94名の学校で一律で30人学級を

やりますと23名、23名、24名、24名ということで25人下限にひっかかってしまうということで、現在、平真小学校は3学級編制で31名の学級です。登野城小学校も91名ですので、30人一律になりますと、22人の一律のクラスになってしまいますので、現在、3学級で1学級平均30人ということです。新川小学校も65名の在籍ですので30人学級一律をやりますと、22名、22名、21名の在籍になってしまい25人下限にひっかかるということで、新川小学校も2学級編制で32名と33名の学級になっております。

○比嘉京子委員 今の話だと下限の規定にひっかかるので、中間的な人数、30人以下学級にしづらいという実態があると理解されるのですが、それでよろしいですか。

○山中久司義務教育課長 そのとおりです。

○比嘉京子委員 それ以外の例えば石垣小学校、真喜良小学校、大浜小学校、宮良小学校、白保小学校あたりに行くとなると実施されているという理解で、この3校以外は実施されているということでしょうか。

○山中久司義務教育課長 はい、そのとおりです。30人以下の学級になっているということです。この3校が八重山地区の学校で、25人下限で2クラス以上の学校でできていない学校ということになります。

○比嘉京子委員 わかりました。今のは小学1年生という理解でよろしいでしょうか。

○山中久司義務教育課長 はい、小学校1年生です。

○比嘉京子委員 よく理解しております。規定にそぐわない点も、先ほどの秋田県の例などの違う形で先生方の教科ごとの導入や、何かのモデルとかそういう学校にしていただければと要望したいと思います。

次に、県立図書館八重山分館問題がまだ引きずっているわけですが、その後県としてはどういう考えで現在に至っているのでしょうか。

○仲村守和教育長 再度、八重山地区で説明会を持たせていただきましたが、しかしその中でもいろんな存続の意見等を受けておりまして、我々としてはこ

れまでどおりの行財政改革の一環ということや老朽化、貸し出し等も含めて、やはり市町村と県との役割分担ということをはっきりしていきたいということもあって説明を申し上げましたが、まだ理解は得られていないという状況ですので、我々としては老朽化の心配をしてみましたので、現在、来年度予算で耐震化、耐力度調査を入れる予算確保に努めているという状況です。

○比嘉京子委員 結論ありきでは話し合いに応じない、理解は多分平行線だろうと思います。今のあり方であればですね。そのために幾つか提案をしたいと思いますが、まずこの間本会議で赤嶺委員長も質問されていたかと思いますが、我々が行ってみて感じたことは、そんなに老朽化しているのだろうか。素人の目視でわかりませんが、そういう印象を持ちました。皆さんが示された写真等で見ていたのと随分ギャップがあるということで、屋上まで上がっていろいろと見ました。それよりもむしろ今回私が本会議で質問した高等学校の学寮のほうひどくて、まだもつというわけにはいかないというのがみんなの感想であったのではないかと思います。そのこともありますので、耐力度調査は有効かと思いますが、ひとつ提案なのですが、廃止という論議ではなく、どうやったらみんなの意向に沿って行財政改革にも沿えるのかという議論をやるわけにはいかないですか。

○仲村守和教育長 かなり難しい質疑ですが、やはり方針としては石垣市のほうに市立図書館ができたという中で、未設置の市町村を支援するために分館は八重山地区、宮古地区に置いてきたという経緯がありますので、役割分担という形の中で廃止していくという方針は県としてはまだ持っておりますので、やはりコンセンサスを得てない、理解をしていただくということで時間をとらせていただいておりますので、その間に我々としては安全面を心配しておりますので、もし地震があつて、けががあつたときに責任に問われるのは我々ですので、そういうことで我々としてはしっかりした調査をしたいということです。

○比嘉京子委員 先ほど申し上げましたようにコンセンサスは難しいと我々は思っております。それでどうしても今の理由、石垣市立図書館というのは石垣市の図書館で、県立図書館八重山分館というのは石垣市にあるのですが、竹富町、与那国町のそれぞれの島々に、県として、石垣市立図書館は石垣市民の税金でつくっているわけですから、竹富町や与那国町の図書館運営に関しては、まだ県立が担う役割を残していると思いますが、そういうことに対してはどうですか。

○仲村守和教育長　　そういうことで本館の機能を強化していきたいということで、一括貸し出しや移動図書館、そういう方策も講じたいと思っておりますが、一般質問の中で上里議員のほうから未設置は19町村ありますが、与那国町や竹富町だけではなく、実際に設置されていない19町村含めてどうするかというときに、やはり学校の図書館を充実して、町村民に開放していくという方策もあるのではないかと御提案を受けましたので、これについては新しい提案でしたので、ぜひ引き取って検討させていただくということで答弁しております。

○比嘉京子委員　　要するに、なかなか理解が得られないのは、しっかりと次のステップにつなげる手段を講じないで、財政難だから、老朽化しているから、貸し出しが少ないから、石垣市立図書館があるからという理由づけというのは、島民にとって受け入れられない、いわゆる言っている筋が通らないということで平行線だろうと我々は読んでいるわけです。そういうことで今の提案も含めて、私は図書は身近にあることが望ましいので、幾ら移動図書館で貸し出しに何百冊も持っていこうとも、常に読みたくなる本が横にあるということがとても大事なことなので、それぞれの島の小中学校の図書館を充実させていくことによって、市町村民に開放していくという引き継ぎをした上で廃館させてくれというなら通ると思います。ある意味で一定の理解が得られると思います。そういうことなしで、状況が状況だから廃止ですということでは平行線だろうと思うわけです。私もその案はぜひ検討して、これは移動図書館よりずっといいわけですから、これはぜひ前進させるような検討をお願いしたいと思いますが。ちなみに我々はあちらで夕刻に五、六十人の方々から手短なスピーチで意見を聞かせてもらったんですね。竹富町、与那国町の図書館行政が非常に寂しいものがあるということで、県はお金の問題を理由にしているようだが、これは県の心の問題ではないかという指摘や、ある物をつぶすことは簡単だが立ち上げるのはなかなか難しいのではないか、目録やリストから本を選ぶのではなく、手にとってこそ本を選ぶべきだという意見、しかも本屋がないということを知った上でのことなのかということ、我々は建物ではなく中身の存続を要望しているんだという意見、それから図書館というのは地域にあって、特に市民が建てた図書館を存続させてきたという誇りをばっさりと切っていいのかという意見、貸出冊数が少ないなどは全く理解できないとか、どうすれば多く借りてくれる人がふえるかということを考えるのが行政の役割ではないかとか、本当に委員たちが圧倒されたと思いますが、そういう意見に我々は本当に攻撃に遭ったわけです。今のようなことを踏まえて、ぜひ廃止をするための次の手だてを

つないだ上での廃止論をやっていたいただきたいということで要望します。

○仲村守和教育長 本会議で貴重な御提言を受けましたので、そういう発想はございませんでしたので、その当該の町ともしっかりと話し合いをしていきながら、本当に与那国町、竹富町の住民の皆さんが図書館のサービスを受けられるということをしっかりとやっていきたいと思えます。先ほど比嘉委員がおっしゃっていた県立八重山商工高等学校の宿舎の件ですが、前原施設課長に説明させます。

○前原昌直施設課長 寄宿舎につきましては、平成24年度ごろを目途に改築の計画をしているところです。

○比嘉京子委員 平成24年ごろに改築するという理解でよろしいですか。

○前原昌直施設課長 はい、そういう計画です。

○比嘉京子委員 わかりました。

次に、24ページの陳情第137号で1点だけお聞きしたいと思います。アオサンゴの件ですが、陳情の内容は世界的に見ても貴重なものだという指摘と県の見解はかなりのギャップがあって、指定を検討する状況にはないというサンゴ群生というギャップがあるのですが、指定の基準、DNAの話までこの間の新聞に載っていたと思いますが、専門家によるとこれは世界的になるという話になっているのに、県のとらえ方としては天然記念物というのは象徴的な存在であり、かつ学術的に重要であることが基礎的な要件になっていると。要件に今のところ見合うと思っていないという結論だと思いますが、その指定の基準等はあるんですか。

○千木良芳範文化課長 沖縄県文化財の指定、選定、選択の基準がございます。その中に天然記念物も文化財の1つのジャンルですので、天然記念物に指定する基準が定められております。これは前回の定例会でも御紹介したとおりですが、大きな条件が学術的に貴重である、かつ、その地域の自然を象徴するものという規定がございます。その象徴の例として、ある1つの島にしかすんでいないなどの6つほど条件が定められていて、今のところそのどれにも合致するものがないというのが文化財側から見たときの判断ですというのを説明したつもりです。ただ、一般に言われているような世界的に非常に貴重だということ

ろは、生物学的な観点から話をすると確かに非常に貴重なものであるということとは私どもも認識しております。私どもはあくまでも文化財という別の観点から見ておりますので、そこから見るとそういう判断になりますという話をしたつもりです。

○比嘉京子委員 わかりました。

最後に、勤務実態調査についてお伺いしたいと思います。29ページの陳情第189号に関連してお聞かせいただきたいと思いますが、先ほどは病気休職ということでありましたが、何年か前ぐらいからの病気休暇の人数についてお聞かせください。

○喜納真正県立学校教育課長 病気休暇の全体ということで数字を申し上げます。平成17年度が532名、平成18年度が604名、平成19年度が609名となっております。

○比嘉京子委員 関連したくはないのですが、病気休暇というのは90日以下のもので10割給与補償ですよ。今じゃなくてもよろしいのですが、今すぐ出るならいいのですが、そのときの人件費の負担はどうなっていますか。3年分でもわかればお願いします。

○島袋道男教育庁総務課長 人数が実際に何日間休んだというのはわかりませんが、すぐには出せませんが、とにかく教職員の1人当たりの平均給与は大体650万円程度ですので、それから逆算すると3カ月であればどうなる、2カ月であればどうなるという話だと思います。

○比嘉京子委員 結局は、堂々めぐりの悪循環といったら大げさかもしれませんが、過重労働、加重負担、心労などいろんな意味で多くの先生方がこんなにも3カ月未満にしてもお休みになっている。休暇に代替の人員を要員するわけですよ。そうすると二重の出費になる。この堂々めぐりをどこかで断つためにも、やはり自主財源を投じてでも、30人学級の実施ということ、小学校全体で小学一、二年生はもちろんのことですが、小学校全体に向けていかにスピードを上げていくかということは、今の休暇であり、休職であり、前回私は休職のことで費用を聞きましたが、差し引きで2億1500万円だったのでしょうか、全体として8億8800万円でありましたが、いわゆる実質経費として1年間が8割、2年目から無給ということを差し引くとということですからそういう実数を聞か

せていただいたのですが、今初めて病気休暇について聞きましたがこんなに多いと思いませんでした。100人未満なんだろうかと何となく数字を考えてしまっていたのですが、そういうことも含めて費用対効果というのをこういうことに使っていいかわかりませんが、そういうことも含めて抜本的な思い切った改革を教育長のほうにも御検討願いたいと思いますが、この意見に対していかがでしょうか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおりでございます。先生方が健康で元気にお勤めになれば、それだけの予算はかからないわけです。やはり休暇で1月以上になると臨時的任用職員をつけないといけませんので、その給与も払わないといけません。おっしゃるように二重に県が負担としていくという状況になっていきますので、そういうことでも医療費もかかると思います。いろんな面で先生方が元気であれば、子供たちにもいい影響が出てきますので、ぜひ我々としても鋭意いろいろと考えて、努力をしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 最後に、勤務実態調査の結果はいつごろ、どうまとめて出るのでですか。

○仲村守和教育長 これは再三答弁しているように、今、委員の先生方が話し合いをしておりますので、12月末に提案ができるかなと思っております。

○比嘉京子委員 集計と分析が両方出ると考えてよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長 集計は済んでおりまして、あとは分析を委員の大学の先生や医者を含めてやっているところです。

○比嘉京子委員 その専門家等の構成メンバーを教えてください。

○喜納真正県立学校教育課長 弁護士、大学教授、医師などの学識経験者、PTA、校長会—これは小学校、中学校、高等学校です。それから職員団体の計11名で構成しております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 13ページの陳情第90号の県立図書館八重山分館で、先ほど比嘉委員からおおよその質疑がされておりますので絞って確認したいと思います。文教厚生委員会で現地を見てきました。それに行く前に委員会で34年の老朽化ということで写真も見せていただいて、相当古いんだと思って現地へ行きましたが、思いのほかしっかりしていた建物に見えたのですが、先ほど仲村教育長は崩れた場合は責任が問われますという話もしておりました。我々素人から見ても、その建物がもたない状態なのかどうかはよくわかりませんが、現地に行ってリフォームしているような感じもあったので、改修工事をやった時期などはわかりますか。

○玉栄直生涯学習振興課長 県立図書館八重山分館の改修費ですが、平成15年度に91万2000円の改修工事をやっております。平成16年度に131万7000円、平成17年度に84万8000円、平成18年度に19万2000円、平成19年度に12万7000円となっております。

○上原章委員 毎年度改修工事があつて、確かに現地を見ると水漏れのために屋根を改修してたり、1階の駐車場だったところを倉庫にしたりなど、その都度やっているような感じが見受けられました。それは古いから毎年度こういうように改修しないといけないのか、それともまだまだもつというところでリフォームしていつているのか、どっちなんですか。

○仲村守和教育長 今現在使っていますので、使っている方々のために快適に使ってもらうためには改修しないといけないので、そういうことで改修は随時やっているということです。

○上原章委員 わかりました。いずれにしても、ぜひ、もしもたないという根拠をしっかりと説明していただきたいものがあると思います。皆さんの処理方針の中に、先ほど仲村教育長はおっしゃっておりましたが、これまでやっていた一括貸し出し、団体貸し出し、移動図書館、郷土資料の収集と本館をしっかり強化してやりたいと。やはり地元から、特に竹富町、与那国町もそうですが、毎回移動図書館を楽しみにしていると。現実問題で本当に本館でやってもらえるのか、この辺はどうですか。

○仲村守和教育長 本館の強化はしていきたいということで、本館で与那国町、竹富町の住民サービスはやっていくということで、いろんなことがあると思

ます。一括貸し出しなど、小学校、中学校の図書館の強化などを含めながらやってまいりたいと思います。

○上原章委員 逆に、経費も高くかかるのではないですか。それはそれでしっかり受けとめていくということですか。

○仲村守和教育長 それなりに経費はかかるとは思いますが、県立図書館八重山分館の現在の運営費が削除されていく中の予算に比べて、それについてはその分で対応できるかと思えます。

○上原章委員 最後に、皆さんが所有している資料等を公立図書館や学校等に寄贈していきたい、サービスを充実していきたいと。この公立図書館というのは、石垣市立図書館のことを指しているんですか。

○仲村守和教育長 石垣市立図書館も含めて、あるいは希望があれば学校に、8万冊の八重山地域の郷土資料がありますので、これを個々に持ち帰るのではなく、八重山地域で使ってもらおうという方針を我々は持っておりますので、もしあれば相談をしていきたいと思えます。

○上原章委員 これまでに石垣市立図書館のほうと相談はできているのですか。現地に行くと余り歓迎するような感じではないという声も聞いたのですが。

○仲村守和教育長 まずこういう状況は決まっておきませんので、今あるものをどうしようという話し合いをやっておりませんので。この中から図書を選んで何を持っていくとかという作業も出てくるわけですが、そういうこともまだやっていない状況です。

○上原章委員 現地を見て、郷土資料は非常にすばらしい資料がいっぱいありました。それから郷土資料以外にも子供たちに大きな財産だと思える本もいっぱいありました。そういう意味では、竹富町、与那国町などの学校の子供たち、そういったところにこの郷土資料に限らず本の寄贈、県立図書館八重山分館が持っている財産も地元へ寄与できるような考えもありますか。

○仲村守和教育長 県立図書館八重山分館にあります蔵書については、すべて八重山地区のほうで使っていただきたいということで、小学校、中学校、高等

学校も含めて石垣市立図書館などに寄贈していきたいと思っております。

○上原章委員 先ほど図書館がない地域に対して、新しい案や先ほど比嘉委員がおっしゃった廃館になるなら、地元の図書館のサービスが落ちない仕組みをどう皆さんがつくるか、これは非常に大事なことだと思いますので、しっかり取り組んでほしいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、12月15日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 赤嶺 昇